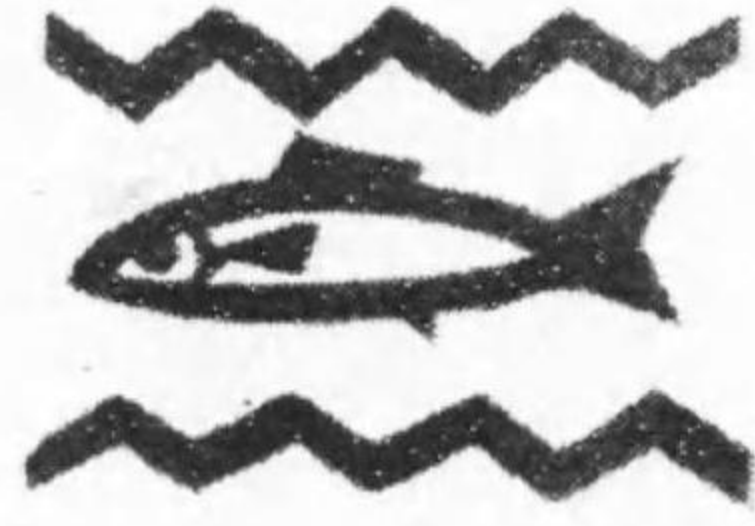


始



水產經濟

2



實業教育振興中央會

特217
86

昭和21年6月24日
文 部 省 檢 定 済
實業學校實業科用

Approved by the Ministry of Education
(10 June 1946)

水 産 經 濟



實業教育振興中央會

目次

第1. 總 説	1
1. 國民生活と水産業	1
2. 水産業と水産經濟の意義	2
第2. 水産物の生産	6
1. 水産物生産の意義	6
2. 漁業生産の要素	7
3. 個別漁業經濟	25
4. 綜體漁業經濟	35
5. 水産養殖業	41
6. 水産製造業	44
第3. 水産物の流通	47
1. 水産物流通の意義と特質	47
2. 水産物流通組織	49
3. 生鮮魚介類の流通組織	54
4. 水産物の輸送・貯藏及び保管	59
5. 水産物配給統制制度	60
第4. 水産金融	62
1. 水産金融の意義と特質	62
2. 漁業金融機關と金融方法	64
3. 漁業金融の擔保物件	67
4. 漁業資金の融通上の一般的性質	70

503

223

第1. 總 說

1. 國民生活と水産業

國民經濟は、國土と國民の質・量及びその統合力がどんなかによつて盛衰消長する。國土とは、一國の領有する自然界、即ち陸界・氣界・水界をいひ、國民とは一國に生活する人々をいふ。國土の位置がよい上に、有用資源に恵まれ、民族の數が多く、且つその質が優秀であり、更にそれらが離れ離れでなく一體となつて活動することができれば國民經濟は繁榮し、これらの要件の一つ或は二つ以上が缺ければ衰退する。かうして國土の利用増進の秩序ある組織を確立することは、國民經濟の發展上極めて大切である。

四面海の列島であるわが國は、海洋的な特徴をもち、國民も海洋に對する素質に恵まれてゐる。水界は水運業と水産業に利用されるが、殊に水産業は水界資源の開發利用の點で、國土開發上特別な意義がある。即ち、わが國民は古くから水界資源を重要な食糧源として開發し、各種の工業原料を得るなど、水産業は經濟上にも重要であるばかりでなく、その發達は國民の間に明朗瀟達な氣風を涵養するなど、國民生活上にも極めて重要な意義がある。

このやうに國民生活上重要な意義をもつてゐる水産業は、水界資源の豊富なこと、國民がこれを開發利用する技術をもつてゐること、更にそれらの要素を統合して秩序ある組織を

確立することなどによつて發展するのである。一定の秩序のもとに、水産業の営まれる組織を水産經濟といふ。水産經濟の秩序は基本的な諸點に就いて水産業者の自覺と水産業界の慣習及び水産法制などによつて、その外形が整へられ保持される。

われわれは水産業に關する科學技術の學習と共に、水産經濟に就いての知識も習得し、水産業發展の經濟的條件を學び、そして一層りつばな水産業の組織を確立して、わが國の重要産業であるこの方面の進歩發展に貢獻するところがなければならぬ。

2. 水産業と水産經濟の意義

1. 水産業の意義

水産業とは、水界を生産の基礎要件とする原始産業で、漁業をその本體とし、水産養殖業及び水産製造業を含むが、その一つ一つに就いて分ければ次のとおりである。

(1)水産業は産業である。國民の物質生活の維持・發展のためには、國土(自然界)を相手として勞働し、生活に必要な各種の財を得なければならない。このやうな財を得ることを生産といふ。生産は財の種類によつて種々に區別されるが、それら各種の生産が國民各自の間に分れて、専門的に營まれる組織を分業組織といふ。分業組織は必ず交換組織を伴ふが、財の交換が物々交換の形式から貨幣を媒介とする賣買取引の形式に發達し、廣い範圍にわたつて行なはれるやうになつた

とき、その財を特に商品といふ。分業組織のもとで、財を商品として生産することを産業といふが、水産業はこの意味の産業の一種である。

(2)水産業は原始産業である。産業は、直接に自然界を相手として生産を營む原始産業と、自然界から得た財に更に勞働を加へて利用價值を高める加工製造業とに分れる。水産業は農業・林業・鑛業などと共に原始産業に屬する。

(3)水産業は水界を基礎要件とする原始産業である。自然界を相手とする原始産業には、陸界を基礎要件とする農・林・鑛業があるが、水産業は水界を基礎要件とする原始産業である。

(4)水界を基礎要件とする水産業は漁業を本體とし、水産養殖業及び水産製造業を含む。漁業は水界資源(水界生物)を自然のままに、一方的に採捕する勞働(漁撈)を内容とし、隨つて自然によつて制限される。水産養殖業は水界又は水界資源に人力を加へて、その繁殖や生長をはかり、これを採捕する勞働を内容とし、漁業が自然から受ける制限を緩和し、水界の開發利用を一層増進する。水産製造業は、漁獲物に更に人力を加へて、その價值を保持・増進する勞働を内容とし、漁撈や水産養殖の目的を完全にす。漁業・水産養殖業及び水産製造業が一體となつて、始めて水産業が産業として成立し發展するが、そのうちでも漁業が本體となつてゐる。

2. 水産業の特質

次の二つの特質が最も大きなものである。

(1)自然力の支配を受けることが大きく、人力による自然●克服利用の程度が低い。即ち生産の時期・場所・作業方式及び規模の擴張又は縮小などは、多くの點で自然力の制限と支配を受け、多くの危険を伴ひ、又生産の効果も自然力に左右されて豊凶の差が著しい。もちろん漁船・漁具・漁法の改良と進歩及び水産養殖の發達などの技術の進歩によつて、これらの制限を或る程度まで緩和することはできるが、現在ではまだ甚だ不十分である。

(2)生産物が極めて腐敗・變質しやすく、採捕後速かにその●價值を減少する。即ち腐敗・變質・損傷しやすく、貯藏・運搬によつて生産と消費との連絡・調節をはかることが困難である。處理・加工の技術の進歩によつて、これらの缺點を或る程度まで緩和することはできるが、これも現在ではまだ十分とはいへない。

このやうに水産業は、合理的な組織では營みにくく、經濟上不利な條件を伴ひ、國民經濟中에서도比較的發達の遅れた産業である。

3. 水産經濟の意義

漁撈・水産養殖・水産製造の活動は、すべて先づ收支を豫定し、收支を調整する秩序のある組織で營まれてゐる。この收支調整の秩序のもとで營まれる水産活動の組織を水産經濟といふが、この意味の水産經濟は個々の水産業者の立場から

みた收支調整の組織であるから、これを個別水産經濟といふ。これに對して綜體水産經濟がある。それは國民のすべての個別水産經濟を綜合したものであつて、國民經濟の水産經濟部門をつくつてゐる。

綜體水産經濟もまた一つの秩序をもつ組織であるが、個別水産經濟と綜體水産經濟との間には、多少性質上の違ひがある。即ち前者は、個々の水産業者があらかじめ計畫をたてて、これを實現しようとする組織であるから、意識的計畫的であるのに對し、後者は個別水産經濟の綜合體であるから、あらかじめ全體としての計畫をたてて、これを實現しようとする組織ではなく、無意識的・無計畫的である。しかし一定の秩序がないわけではなく、唯それがあらかじめ明白にされてゐないだけであつて、全く無意識・無計畫なものではなく、あらかじめ全體的な計畫をきめて、これを實現しようとするのである。

廣く水産經濟といふ場合には綜體水産經濟を意味し、個別水産經濟はその構成要素であるとみるべきである。

4. 水産經濟の特質

水産經濟はその構造が複雑で、系統のある組織が缺けてゐるために統制が困難である。

(1)水産經濟の構造は、横斷的には水産物の生産・流通及び水産資金の融通の三つの段階に分れ、縦斷的には漁業・水産養殖業及び水産製造業の三つの部門に分れるだけでなく、各

部門に属する個別経済は、組織原理の違つた多くの種類に分れてゐるため、その内容が複雑である。個別水産経済は、自然的条件の違ふ全国各地に分散してその数は多く、又副業として他の産業に従事しながらこれを営む者も多く、その経済上の性質が違ふから、このやうな種々な個別水産経済から成る綜體水産経済は、おのづから複雑な内容をもつことになる。

(2)このやうにして水産業者の利害関係は、業種別・地域別或は業者各自の間に分れて一致しにくく、水産経済にはまだ系統のある組織を整へることは非常に困難である。

第2. 水産物の生産

1. 水産物生産の意義

漁撈・水産養殖・水産製造の結果として、國民生活上有用な財がつくられるが、このやうに水産活動の結果としてつくられる財を水産物といひ、水産物をつくり出すことを水産物の生産といふ。

水産物の生産、たとへば漁撈を営むには、漁船・漁具・燃油・氷・塩などの財を使用・消費し、且つ勞力を費さなければならぬが、このやうに水産物生産のために必要な財と勞力とを水産物生産の要素といふ。凡そ生産に當つては生産力の増進が最も重大であつて、なるべく少い生産要素を用ひて良質多量の水産物を得るやうに努めなければならぬが、(イ)水界資源、(イ)水産設備と水産技術、(ウ)勞働、(エ)それらの要素

を合理的に働かせる經營が生産力の基礎である。

古く自給自足經濟の時代には、生産者自ら使用消費する目的で、水産物の生産が行なはれた(自己生産)が、現在ではこれを遊漁といつて漁業と區別する。又他人の注文を受けて、直接にその人に提供するために水産物の生産を行なふ場合(顧客生産・注文生産)もあるが、普通には廣く一般に向かつて水産物を提供するために行なはれる(商品生産・市場生産)。商品として生産された水産物は一定の價格で賣買される。このやうにして水産物の生産は、水産物といふ特定の財をつくと共に、特定の價格の商品をつくといふ二重の意味をもつてゐる。又生産要素も多くは價格をもつ財であるから、水産物の生産とは、收支調整の一定の秩序ある組織で営まれる水界生物の採捕にほかならない。ここではこの意味の水産物の生産に就いて、先づ漁業生産から學ぶ。

2. 漁業生産の要素

1. 漁場

(1)漁場の意義と條件 漁場とは、漁業生産を営むことのできる水界部分をいふ。即ち、水界中有用水界生物が棲息又は回游し、その採捕が技術上可能であり、その上經濟上收支相償ふ場所をいふ。

漁業生産力の増進は、漁場のもつ資源の種類・分量或は採捕の難易又は位置の便否などによつて條件づけられる。

(2)漁場の性質と種類 漁場は制限性・可變性・相互聯關性・

多岐利用性の四つの性質をもつてゐる。次にその各、に就いて學ぶ。

(ア)漁場の制限性とは、次の條件をそなへた漁場が水界の或る部分に限定され、しかもその包藏する資源價值にも限度のあることをいふ。即ち漁場は面積・位置・資源内容に制限があり、殊に沿岸漁場には制度上漁業權が成立し、この方面からも制限される。

(イ)漁場の可變性とは、漁場としての價值が自然的事情や技術的事情などのために變化しやすいことをいふ。

(ウ)漁場の相互聯關性とは、漁場が水界であつて一體をなし、互ひに影響し合ひ、又水界生物が移動するため、漁場相互間に密接な關係のあることをいふ。

(エ)漁場の多岐利用性とは、水界を立體的に利用することができ、又水界生物の種類が多く、採捕方法もさまざまであつて、多面に利用できることをいふ。

漁場はそれぞれの標準によつて種々に分類できる。その位置と性質とを標準として、淡水漁場（河川湖沼などの陸内水面の漁場）・沿岸漁場・沖合漁場・遠洋漁場・淺海漁場・深海漁場に區別される。漁業生産は大體に於いて、淡水漁場及び沿岸淺海漁場・沿岸沖合漁場・遠洋漁場・深海漁場の順で發達し、淡水及び沿岸淺海漁場では、水産養殖が一しよに行なはれる。次に法制上から區別すれば、公海漁場と領海漁場とに分れ、又漁場の利用狀況を標準として、(ア)未開拓漁場、(イ)開

拓當初の漁場、(ウ)開拓進行中の開拓漁場、(エ)開發限界に達した限界漁場、(オ)限界を超えて開發したため資源の荒廢を來たした荒廢漁場、(カ)一方的な採捕だけでなく、養殖によつて資源の保持・培養の行なはれる養殖漁場とに區別される。

(3)漁場の占有形態と經濟的性質 漁場の性質は上に學んだとほりで、又その利用方法は一般に自然物の採捕であつて、必ずしも永く占有する必要はなく、且つ多くの漁撈作業は多數の者の協同を必要とするため、漁場は個人占有の對象とならずに協同占有の形態をとる。即ち漁場は部落や漁業會などの團體に占有され、多數の者の協同の稼場^{カキギバ}としてその利益を保全し、各自がその利益を受ける制度になつてゐる。團體占有の漁場に就いては、抽籤又は規約できめた順番によるなど、その利用の機會が團體員の間になるべく平等に與へられると共に、各自の利用に多くの制限を課し、協同利益の保全に努めてゐる。他面に於いて、漁場利用の技術の進歩に伴ひ、特別に大規模な漁具や特別な設備を用ひるやうになるが、それが個人の所有に屬する場合は、漁場の個人占有の形態が成立して發展する。定置漁場・區劃漁場又は特別漁場は、地先水面専用漁場が協同的であるのに對して個人的に占有されるが、團體(たとへば漁業會)占有の形態をとることもある。

漁業權制度上、漁場は土地と同様の性質をもち、一種の財産と認められてゐるが、漁場は、(ア)特定の漁具又は漁撈装置と一體となつて始めてその意義がある。(イ)又前に學んだ漁場

の性質から明らかなやうに、その利用價值、即ち漁獲高は常に極めて不確實であり、漁場の改良によつても安定を期しにくく、随つて漁場が單に漁場として獨自に經濟價值をもちにくい。(ウ)更に法制上個人財産の取扱ひを受けてゐるが、本來の性質上、又慣習上の理由によつて、その使用・收益・處分は他の財産のやうに個人の自由に放任されずに多くの制限を受けてゐる。なほ漁場の占有は陸内水面と沿岸の漁場に限られ、遠洋漁場は占有されないから、經濟上問題になるのは陸内水面に限られてゐる。

(4)自由漁場制度と漁場經濟問題 多少の制限はあるが、原則として漁場に關する諸事項は、漁場占有者(漁場主)の自由に任されてゐる。これを自由漁場制度といふ。次に主な事からに就いて學ぶ。

(ア)漁場の賃貸借 漁場占有者は、自ら直接にその漁場を利用して漁業を営まずに、これを他人に貸すことができる。この場合には期間をきめて賃貸料(漁場料・漁場代・網代料)をとるが、漁場賃貸料は基本的には次のやうにしてきめる。同一の勞資を用ひて漁業を営む場合に、資源が豊富で位置がよく、漁獲高の安定・確實な漁場は、さうでない漁場に比べてより多くの収益をあげることができるが、その差額が賃貸料である。もちろんこれは標準賃貸料で、實際の賃貸料は賃貸漁場に對する需要・供給の關係により、この標準賃貸料を中心に上下する

(イ)漁場の賣買 漁場占有者はその漁場を賣ることができる。價格は基本的には次のやうにしてきめる。即ち、漁場賃貸料を利子率(一般利子率に危険率を加へたもの)で換算した額を標準價格とし、實際の價格は漁場に對する需要と供給との關係により、この標準價格を中心に上下する。

(ウ)漁場の抵當 漁場は一種の財産であるから、漁場占有者はこれを抵當に供して資金を借り入れることができる。貸借される額は前記漁場價格の何%かにきめられる。

漁場はこのやうに經濟價值をもつが、その正確な評價は困難である。それは、(ア)漁場の經濟價值を決定する漁獲量が不安定・不確實であり、(イ)漁場利用の收支に關する資料が不備で、漁場賃貸料の標準を見定めにくい上に、漁業のもつ危険率の程度もきめにくいからである。

自由漁場制度のもとでは、漁場の占有・賃貸・賣買などが自由であり、保守閉鎖的な非自由な制度に比べると、その開發利用を積極的に進めることができる。しかし各種の漁業權が同一水界上に設定される結果、漁場の合理的利用を妨げ、又漁場占有者はひたすら高い賃貸料や價格を得ようとし、貸借經營者は貸借期間中にひたすら多くの利益をあげようとし、漁場を買ひ入れた者は速かに代價を回収しようとするため、濫獲に陥り漁場價値の保持・培養や漁場の改良などを考へない。もともと漁場のために支拂ふ資金は、唯漁場の利用に對する權利のための資金で、漁場の實際の利用に投ぜられるの

ではない。それは直接には空費であり、それだけ漁業生産のための資金が犠牲になるわけである。まして漁場に対する需要が多ければこの空費は愈々多く、随つて濫獲も一層甚だしくなる。このやうにして漁場の利用の秩序は混亂し、協同利益の保持と實現との制度が破れ、漁場資源の荒廢を招く傾きがある。

漁場の制限性・可變性・相互關聯性・多岐利用性の性質のために、利己的な個々の漁業者に濫獲の防止又は資源の愛護や利用價値の増進を望むことは不可能である。多數の者のために漁利を永續させるには、漁場の各種利用方法を綜合して相互の調和をはかり、漁場の最も合理的で完全な利用計畫をたてて、これを實現するやうな秩序を確立しなければならない。

2. 漁業労働

(1) 漁業労働の意義と特質 水産物生産を目的とする働きを漁業労働といひ、次のやうな特質をそなへてゐる。(ア)水界で營まれ、生命の危険と作業の困難及び生活の窮屈を伴ふ。(イ)多數の者が多方面から協力する集團労働であることが多い。(ウ)労働者にそなはつた技能を主な要件とし、多面的・經驗的な熟練を重んずる労働である。(エ)随つて労働適用の範圍は地方的に、或は漁業種類的に限定され、又互ひに親密な者の間に組織されなければならない。(オ)漁業労働は季節的にも時間的にも繁閑の差が大きく、不規則・不均一である。(カ)労働場

所に往復するための時間が永く、眞に漁撈のために用ひられる時間が短い。

これらの特質のために漁業労働の生産性は低く、労働事情は特殊性を帯び、労働者の保護その他労働條件改善の施設を實施することが困難である。

(2) 漁業労働の種類 漁業労働は種々な標準によつて、分けられる。主なものをあげると、(ア)中樞労働と補充労働、(イ)普通の労働と特殊技能の労働、(ウ)頭腦労働と筋肉労働、(エ)獨立(自家)労働と被傭労働、(オ)常雇労働と臨時雇労働である。

(3) 漁業労働制度 漁業労働は、漁船・漁具などの労働要具と勞力との結合方法によつて、經濟上の事情が違ふ。

(ア)自家労働制度 漁業労働要具を自ら所有し、自ら使用して、單獨にさもなければ家族と共に労働する制度で、労働報酬に關する特別な問題を生じない。しかしこの制度でも、仕事の繁閑によつては他の勞力を求め、又は他に勞力を提供する。

(イ)協働労働制度 漁業生産の規模が大きく、多くの者の協同労働を必要とする場合には、船主又は網主は労働要具を提供し、自ら労働要具を所有しない者は勞力を提供し、両者が相寄つて漁業生産を組織して、一しよに働いて収益を分配する。この制度を協働労働制度といふ。歩合(歩方)制度又は船仲間・網組制度と呼ばれてゐるのは、多くこのやうな関係をもつてゐる。この制度では労働報酬が特別に問題となるが、

雇主である船主・網主と労働者とは身分上甚だ親密な親子・主従の関係で結ばれてゐる。

(ウ)賃銀雇傭制度 漁業の規模が大きく作業が比較的簡単な場合には、労働者は單なる働き手として、雇主との間に自由に賃銀を契約して雇傭され、そのもとで労働に従事する。これを賃銀雇傭労働制度といふが、補充労働・臨時労働・特殊技能の労働の多くは賃銀雇傭労働であり、又大規模な遠洋漁業や北海道方面の漁業では、普通の中樞労働もまた賃銀雇傭労働である。

(4)漁業労働報酬 協働労働制度や賃銀雇傭労働制度では、労働者に対する報酬の額や支拂方法が問題である。労働者の生活の保障や労働能率の發揮のために、その適正明確を期さなければならない。

(ア)協働労働制度に於ける報酬は、一般には漁業収益分配の形式で支拂はれるが、漁獲物賣上金を漁船・漁具の提供者と労働者との一定の率で分配し、或は漁獲物賣上金から必要な経費を差し引いた残額を一定の率で両者に分配し、労働者の分配總額を更に参加労働者に平等に、又は地位や資格に応じて細分して給與する。この方法では労働報酬額は不確定であり、額の少ない場合には、網主・船主は労働者に前貸を行なつて労働者の生活を扶助する。そのために両者の関係が緊密になる反面、労働者は屢々束縛を受けることになる。そこで分配制に代つて^{ぬけそく}抜足制又は定額・歩合並用制がとられることも

ある。

抜足制とは、最低保證賃銀をきめると共に分配制をとり、もし實際の分配計算額が前者にみたない場合には約定賃銀を支拂ひ、その他のときには分配額を給與する制度である。並用制とは、約定賃銀のほかに漁獲物の多少に応じて漁業収益の一定率を給する制度である。

(イ)雇傭労働に対する賃銀は、常傭の中樞労働者に就いては多く漁期間労賃を約定し、臨時雇の補充労働者に就いては日給又は月給を約定し、又特殊技能の労働者に就いては月給制をとる。普通の漁夫に對しても月給制を採用することもあるが、多くは漁期間給である。約定労賃のほかに割増を與へて労働能率の發揮を獎勵するには種々な方法がある。

漁業労働報酬に就いては必ずしも貨幣だけに限らず、實物(ときには漁獲物)で支拂はれること、漁期中の食糧その他の實物給與が行なはれること、又は報酬額の不確定を補ひ、その上労働者の収入を確保するために労賃の前貸が行なはれる。しかしこれらの支拂方法には、種々な弊害が伴ふことに注意しなければならない。

(5)漁業労働者の収入 漁業労働は季節的に繁閑の差が大きいから、勞力需給調整が大切である。(ア)漁業労働の性質上、その調整される範圍が狭く、(イ)適切な勞力の需給調節の機關と施設がないため、労働者側に不利益な雇入の方法が今もまだあつて、種々な弊害を伴つてゐる。北海道や東北方面の

いはゆる北洋漁夫供給地では、漁夫供給組合があつて雇入の弊害矯正に努めてゐるが、更に全國にわたり統一のある勞力調整の設備と、これに對する政府の監督・指導とが必要である。

(6)漁業労働者保護 漁業労働の特質のために漁業労働制度は甚だ複雑であり、労働制度上の弊害の改善も簡単ではないが、漁業労働者保険制度・適正な労働報酬又は勞賃保護の制度・勞力需給の調整施設・教育施設など、水産經濟全般の發展を目標として、漁業労働に關して施すべきことは多い。

3. 漁業労働要具

(1)漁業労働要具の意義 漁業労働要具とは、漁業生産に於いて労働を媒介し、労働を節約し、作業を容易・強力・敏活にして生産能率を高めるものをいひ、漁撈要具と漁業設備とを含む。

(2)漁撈要具 漁撈要具とは、水界に於ける漁撈作業に必要なものをいひ、漁船漁具及びその他に大別することができる。

(ア)漁船は水上に浮き積載力がある。漁場への往復・運搬・漁撈作業にはなくてはならないものである。漁船は唯船體だけではなく、裝備である機關・無線電信・魚槽・冷蔵設備及び漁獲物の處理・加工・製造設備なども含み、漁業の發達は漁船の發達によるところが大きい。

漁船に就いては漁船業の發達をはかり、船價の低減を期さなければならないが、それには先づ主な漁業に就いてその船

型を統一し、ついで一定の漁船計畫をたてて、秩序のある漁船事業の組織を確立しなければならない。又漁船の遭難危険に對しては、安全保障制度と漁船保険制度を振興する必要がある。

(イ)漁具は水界生物の採捕に直接役だつものであり、主漁具と副漁具とに分れる。主漁具のうち重要なものは網漁具で、釣漁具は一般に小さく、延繩・曳繩などが大規模なものである。漁具は材料や構造によつて漁撈効果を左右するが、構造の大きなものは運用に機械と動力とが必要で、殊に海上で大規模な漁具を運用するには大型の強力な漁船が必要である。

漁具には種類が多く、殊に網具・網索類など重要なものに就いては、規格を統一し、製造注文を調整して、計畫的な製造と配給とにより、價格の低減をはかることが必要である。

漁船・漁具は價格の高いものであるから、常に修理を怠らざ保存の方法を講じて耐用期間を永くし、その利用効果を大きくすることが必要である。

(ウ)そのほかにも、漁業生産に必要なものは多い。漁船用燃料・餌料及び漁獲物貯藏用の氷・塩並びに處理加工に要するものが主なものであつて、需給の調節と圓滑な配給の組織とが必要である。

(3)漁業設備 漁業生産に便宜を與へ、これを圓滑に進捗させる設備で、海上設備としては主として漁獲物運搬船と漁業用資材運搬船とがあり、陸上設備には種々あるが、主なもの

は次のとおりである。

(ア)漁船の繋留・修理・機関の修繕など漁船に関する設備、
 (イ)漁具の修理・保存の設備、(ウ)氣象観測・通報及び無線電
 信の設備、(エ)漁夫・船員の宿舍と貯炭・貯油の設備、(オ)船
 内必需品(船具・糧食など)供給の設備、(カ)荷物揚卸しの設
 備、(キ)漁獲物の處理・加工・製造並びに運搬・貯藏・保管
 の設備など。

漁業に陸岸を使用する場合には、一定面積の土地と工作物
 とが必要である。そして漁業設備の多くは、多数の漁業者が
 共同して利用することができる。共同利用の場合には、利用
 効果が大きいことは注意すべき点である。

漁業設備のうち特に重要なものは漁港である。漁港とは、
 漁業生産の維持・發展に必要な海陸一體の設備をいひ、海陸
 連絡の接合点であり、漁業の策源基地として重要な意義があ
 る。随つて、港灣・埠頭その他漁業生産に関する一切の設備
 をそなへる必要がある。漁港の利用は公共的であるから、公
 共事業としてこれを設備・經營してゐる。漁港の極めて小さ
 いものを船溜り又は船澗といひ、漁船の繋留その他の設備を
 要する。その利用が公共的であるため、漁業會が共同施設と
 して設備・經營してゐる。

4. 漁業經營

(1)漁業經營の意義 漁業生産要素を組み合わせ、漁業生
 産を営む活動の一體を漁業經營といひ、漁業經營は漁獲物の

種類や、漁撈方法に應じて適切な漁具・漁船その他の漁撈手
 段と勞力とが、適正な比率で組み合はされてゐることを要す
 る。比例均衡を失つてゐると、漁業經營の効果を十分にあげ
 ることができない。遠洋漁業では主として漁船が、又沿岸漁
 業では主として漁網が、漁業經營組織をきめる重要な要素で
 あるが、更に機械利用によつて大規模な漁船や漁具の使用が
 可能となるから、機械利用の程度もまた漁業經營組織を決定
 する重要な要素である。

(2)漁業經營の特質 漁業經營は漁業種類別、又は地方別に
 種々な特質をもつが、各種の漁業經營に共通な特質としては
 次の六つをあげることができる。

(ア)移動性 定置漁業の場合を除き、漁業は常に經營の場所
 を變へて移動する。殊に遠洋漁業の場合には、魚群を追つて
 移動する範圍が非常に廣い。

(イ)危険性 漁業生産は自然力の影響を受けることが多く、
 技術の發達もまだ十分にこれを緩和・克服できず、随つて漁
 船・漁具の流失・破壊や従業者の災害など、漁業經營には自
 然力による大きな危険を伴ふ。

(ウ)不安定性 漁業生産を支配する自然條件は複雑で、變化
 しやすいため漁業經營は安定性に乏しい。

(エ)不確實性 漁獲の豊凶が不確實で豫定の効果ををさめに
 くい。

(オ)中斷性 漁期・天候・漁況によつて經營が中斷されるこ

とが多く、遠洋漁業のうちで周年操業できるものでも漁船の積載力に制限があるため、大魚群に遭遇しても漁撈を切り上げなければならないことがあり、漁業経営に恒続性がない。又全操業時間中、実際に漁撈作業の行なはれる時間は非常に短かく、その一部に過ぎない。

(2) 應變性 以上の特質によつて、漁業経営は臨機に應變できる融通性をそなへておかなければならない。

これらの特質のあるために漁業労働生産力は一般に低い一方に於いて技術の改良・進歩によつてその不利を補ふと共に、他方に於いて危険性に對しては保険制度を擴充し、不安定・不確實性に對しては漁場資源の培養・漁場の探査・漁況通報の組織を整へ、漁獲高平均を目的とする施設を工夫し、中斷性に對しては多數の経営を統合して、漁撈作業の連續性を高める組織を考慮しなければならない。

(3) 漁業経営の種類 漁業経営の種類は全國を通じて數千に上るが、經濟上注意すべき分類として、次にその主なものをあげる。

(ア) 大規模経営と小規模経営 使用する漁船・漁具が大きく、従業労働者も多くて、大量の漁獲をあげることができる経営を大規模経営といひ、さうでないものを小規模経営といふ。大規模経営は多少分勞組織を採用し、それによつて労働生産力の増進をはかることができるばかりでなく、多くの點で有利なことがある。

(イ) 労働集約経営と設備集約経営 前者は生産要素中労働が比較的大部分を占めるもの、後者は漁撈要具が大部分を占めるものをいふ。漁業の發達に伴ひ、漁業経営は次第に設備集約経営となる傾向がある。

(ウ) 周年経営と短期経営 1年を通じて経営できるかどうかによる區別であるが、漁業経営は遠洋漁業のやうな場合を除き短期経営が多い。

(ニ) 單一経営と多角経営 漁獲物の種類や漁法が固定してゐて、経営組織の轉用が不可能なものを單一経営といひ、経営組織を根本的に變更しないで、他の漁獲物や漁法に轉用できるものを多角経営といふ。前者に於いて漁業経営の特質が著しく現れる。

(ホ) 專業経営と副業経営 沿岸小規模経営には副業経営が多い。

(カ) 單一組織経営と統合組織経営 前者は個々分散した單位で經營されるもの、後者は多數の経営を綜合して更に一體として組織された経営をいふ。工船式や母船式漁業は統合組織の好例であるが、この組織に於いては非常に合理的な經營がなされ、種々な點で利益を大きくすることができる。しかし統合組織の規模にもおのづから限度があり、又漁業の種類によつては必ずしもこの組織をとることはできない。

漁業経営に就いては、その地理的分布が問題になる。分散状態と集中状態とに分けることができるが、それは漁場の分

布状態・漁業経営規模・漁業経営上有利で、その上便利な設備の分布状態によつてきまる。

漁業経営を営むには、これらの立地条件を考慮して、最も適切な場所を選定しなければならない。沖合・遠洋漁業では、経営の分散・集中の状態は海陸接合点である漁業の分布状態によつてみるよりほかになく、大規模遠洋漁業は少数の大漁港に集中し、小規模の漁業は多数の小漁港に分散する。

5. 漁業経営費

(1) 漁業経営費の意義 漁業経営には、前以つて生産要素を調達しなければならないから貨幣を要する。これを漁業経営資金といふ。又漁業生産は生産要素を使用・消費することによつて営まれるので、それだけ漁業経営資金を減失する。この減失した額を漁業経営費といふ。次に漁獲物の販賣によつて得た貨幣を賣上金又は總収益といひ、賣上金より漁業経営費を回収した残額を純収益又は利潤といふ。漁業経営に就いては漁業経営費と漁業収益との関係を調べなければならない。

漁業経営資金と純収益との比率を収益率といひ、資金の投下から回収までの流轉を資金の回轉といふ。又1年間の回轉度数を回轉率といひ、同一額の資金による漁業経営では、回轉率が大きいほど収益率が大きい。

(2) 漁業経営費の種類 大體次のやうに分類することができる。

① 直接費・間接費・附帶費 直接費とは、一定量の漁獲物

の生産に直接に必要なとされる費用をいひ、出漁航海費、即ち燃油・氷・塩・餌料・食糧などのための費用である。間接費とは、一定量の漁獲物に就いて直接に必要なではないが、それがないと漁業生産の営まれない費用をいひ、漁船・漁具その他の設備に必要な経費や、租税・公課及び借入資金の利子などが含まれる。附帶費とは、漁獲物の生産に必要な費用でなく、その販賣に關して必要な費用をいひ、荷揚料・運搬料・販賣手数料・貯藏保管料・運賃及び箱・樽などの容器費などがある。

漁業経営費と關聯して、漁業資金の區別を考へなければならない。漁業資金は固定資金と流動資金とに區別される。前者は、漁船・漁具・設備のやうに、幾回も繰り返し利用される生産要素に投下された資金で、一時に多額を投下されるが、その回収は利用中の總漁獲量に配賦されて徐々に行なはれる。この配賦額を固定資金の減價償却費といひ、経営費(間接費)の一部を構成する。後者は、燃油・氷・塩・餌料・食糧などのやうに、1回の生産に使用しつくされる生産要素に投下された資金で、毎回の漁獲物の販賣によつて回収される性質をもつてゐる。

(1) 確定費・比例費・遞増費・遞減費 確定費とは、漁獲量の増減に拘らず一定額を必要とするもので、間接費は大體確定費である。比例費とは、漁獲量の増減に比例して増減するもので、附帶費は大體比例費である。遞増費とは漁獲量の増

加割合以上の割合で増加する費用をいひ、遞減費はその反對のものをいふ。遞増費や比例費を節約して、確定費や遞減費の占める比率を大きくし、總經營費を漁獲量の増加に對して遞減させることが漁業經營上望ましい。そのためには漁業經營費を分析し研究して、その性質を明らかにし、總經營費を遞減させるやうな經營組織を工夫しなければならない。

漁業經營費は漁獲物價格の基準であるが、漁獲量は不確實であるから、毎回の漁業生産に必要な經營費と漁獲物價格とは一致しない。長期にわたつて推算すれば、兩者はほぼ一致しなければならないはずである。

(3)漁業會計と漁業簿記 漁業經營に就いては、收支關係又は損益關係を明らかにして、收支調整の秩序を保たなければならない。漁業經營に就いて收支の關係を合理的な方法で計算し、その狀況を明らかにすることを漁業會計といひ、その結果に基づいて狀況を明示する書類を貸借對照表といふ。會計上漁業經營は借方と貸方とから成り、借方とは漁業經營資金の側の狀況をいひ、貸方とは漁業収益を生ずる作用を營む生産要素その他の現物の側の狀況をいふ。

漁業經營に當つては、借方及び貸方の雙方に於いて、常に増減が繰り返されるのであるから、收支に就いて一定の項目をきめ、明瞭・正確に記録しなければならない。漁業經營上の收支の事項を合理的な方法で記録することを漁業簿記といふ。わが漁業者の多くは、漁業會計や漁業簿記をゆるがせに

してゐたため、經營上の缺陷や改善しなくてはならない點を辨別しにくく、漁業經營を合理的にする上に多くの支障があつたが、今後は漁業簿記と漁業會計を実施し、以つて漁業經營の合理化を工夫しなくてはならない。

3. 個別漁業經濟

1. 個別漁業經濟の意義

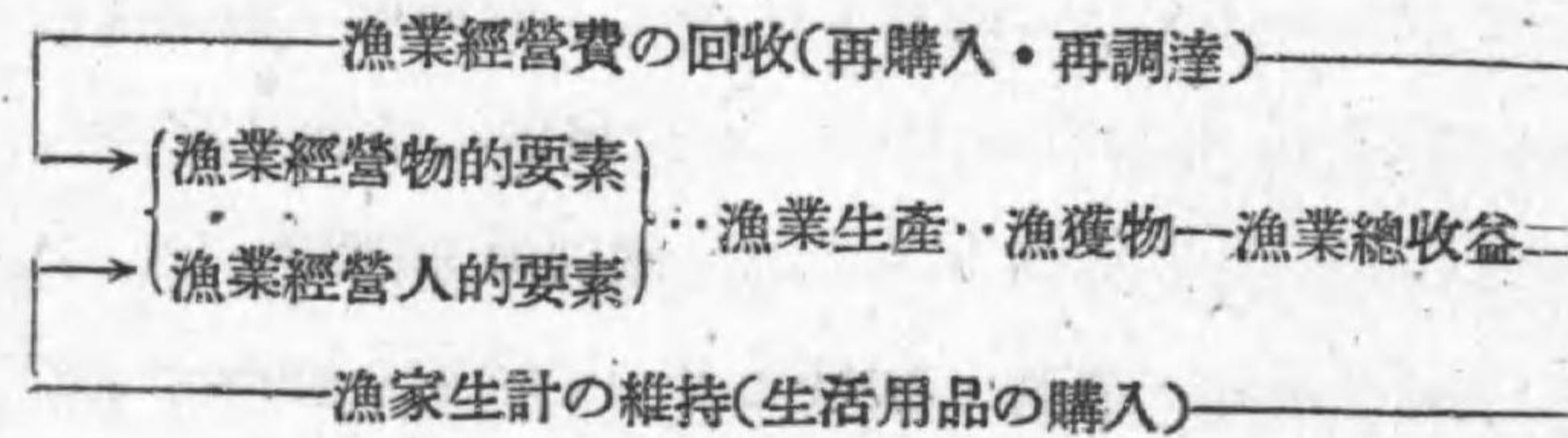
收支調整の秩序をもつ組織を個別經濟といひ、それが漁業經營によつて維持されてゐる場合を個別漁業經濟といふ。個別漁業經濟は、一つの漁業經營から成る場合と多數の漁業經營から成る場合とあるが、どちらにしても國民の綜體漁業經濟を構成する單位である。漁業經營に投ぜられた資金が収益を生むかどうかは必ずしも確實ではなく、個別漁業經濟は損益の危険を伴ふ。漁業者はこの危険を負擔して漁業を企圖・創設・運營し、得失の結果を負ふが、個別漁業經濟とは、このやうに漁業の企圖・運營・收果によつて收支を調整する組織をいふ。

個別漁業經濟は、その組織・運營の原理を標準として生業的漁業經濟と企業的漁業經濟とに分けることができる。前者は漁業者が生業として漁業を營む場合で、(ア)漁船・漁具の所有者が自ら漁撈作業に従事し、(イ)漁獲物賣上總収益を自己の所得とし、(ウ)そのうちから漁業經營費を償ひ、家族の生計を維持する。わが國の多數の沿岸漁業や大部分の沖合漁業がこれに屬する。後者は、資本家が利潤を目的として漁業に資本を

投下し、多数の労働者を雇ひ入れて大規模に經營する場合で、(ア)漁船・漁具などの漁業經營の物的要素は資本家がもち、漁撈作業は多数の賃銀労働者が擔當し、(イ)漁獲物はすべて資本家のものになり、(ウ)その賣上總收益から前拂資本、則ち漁業經費を除いた利潤は資本家が自分のものとする。大規模な沿岸定置漁業の一部や遠洋漁業がこれに屬する。

2. 生業的漁業經濟

(1)生業的漁業經濟の條件 生業的漁業經濟に於いては、(ア)漁業經費を償ひ、漁業經營を永續させ、(イ)漁業勞力の供給を確保するのに足りる漁業收益がなければならない。随つて次のやうな關係が成立する。



漁業收益は漁獲量と魚價とによつてきまるが、漁業の種類によつて漁期に制限があり、經營規模も技術もそれぞれ特定してゐるから、1年中の漁業收益を大きくするために、その轉換・結合に就いて種々な工夫をなさなければならない。

(2)生業的漁業經濟の類型 生業的漁業經濟は、組織上次の三つに分類される。

(ア)家族的漁業經濟は個々の家族を單位として組織され、非常に小規模なもので漁業收益分配の問題を伴はず、唯その

一部を漁船・漁具の維持に當て、一部を家族の生計維持に、一部を公課に向け、殘部を積み立てる。

(イ)同族的漁業經濟は、親戚・知友などの比較的狭い範圍で結ばれた者が集つて組織し、漁業收益を參加者に分配する。分配方法の多くは、漁獲物賣上總收益から漁期間の總經費を除き、その殘額を一定の比率で漁船・漁具及び勞力に分配する。

(ウ)協働的漁業經濟は、數十以上の漁業者が集つて漁船・漁具などを共同して醸出・調達し、各自漁撈作業に従事するもので、漁船・漁具の醸出方法によつて、共有協働の組織と、私有協働の組織とに分れる。勞力だけを醸出する者もある。網組・船仲間などといはれるものは大抵協働漁業經濟に屬すものである。

(3)漁家經濟と漁村經濟 個々の漁業家族を單位とする收支調整の組織を漁家經濟といふ。漁家は自ら單獨に小規模の漁業を營み、又は他の漁家と協同して漁業を營むが、この場合には醸出の目的物や協同の仕方がさまざまである。或は又他の方面に賃銀労働者として雇ひ入れられることもある。漁家經濟の單位は漁業經濟の單位と同じではないが、極めて密接な關係があり、漁業經濟を基礎として成りたつものである。

漁家の收支調整を家計といひ、収入・支出・調整・治産がその内容である。一定期間に於ける収入と支出とは釣合がとれるやうにする。これを調整といひ、調整の結果を適當に處

置することを治産といふ。せつかく漁業經濟上の収益分配がよいやうにできて、家計の經理を誤つては生活は安定せず、家計の經理がよくできれば生活は安定し、漁業經濟の基礎を強固にすることができる。漁家家計の方法は一般に1年を單位に豫算・現計・決算の3段に分けて行なはれるが、多くの漁家は、その家計經理の形式が粗略に流れ、甚だしいのは全く無秩序に行なはれてをり、漁家の經濟的窮乏の原因の一つはここにある。だから漁業者は家計簿をそなへて家計上の収入・支出の事項を明細に記入し、その釣合に留意して調整を試み、家計の基礎を安固・確實にする治産の方法を講じなければならぬ。

多數の漁家が集つて形づくつてゐる村落を漁村といふ。漁村は生業的漁業經濟をその産業的基礎とする村落であるから、漁村で營まれる漁業の種類・經營規模・經濟組織により、又各個の漁家が前に學んだ漁業經濟上の關係中どんな地位にあるかによつて、その經濟上の構造が區別される。

漁村は一般に生業的漁業經濟に立脚してゐるので、漁村繁榮の基礎條件は、(ア)漁場の資源價値が豊富で、その上合理的な秩序のもとで利用されること、(イ)漁場の開發に必要な物的並びに人的要素が十分にそなはつてゐること、(ウ)各種の漁業が經營費を償ひ、生計の維持に十分な収益のあること、(エ)漁獲物の價格が適正であることなどである。これらの事情を明らかにして漁村の經濟構造を調べ、漁村經濟改善の資料を整

備することを漁村經濟調査といふ。これは漁村經濟の實際を明らかにし、その改善策をたてて實施する上に極めて必要であるから、常に合理的な方法で調査を行なはなければならぬ。

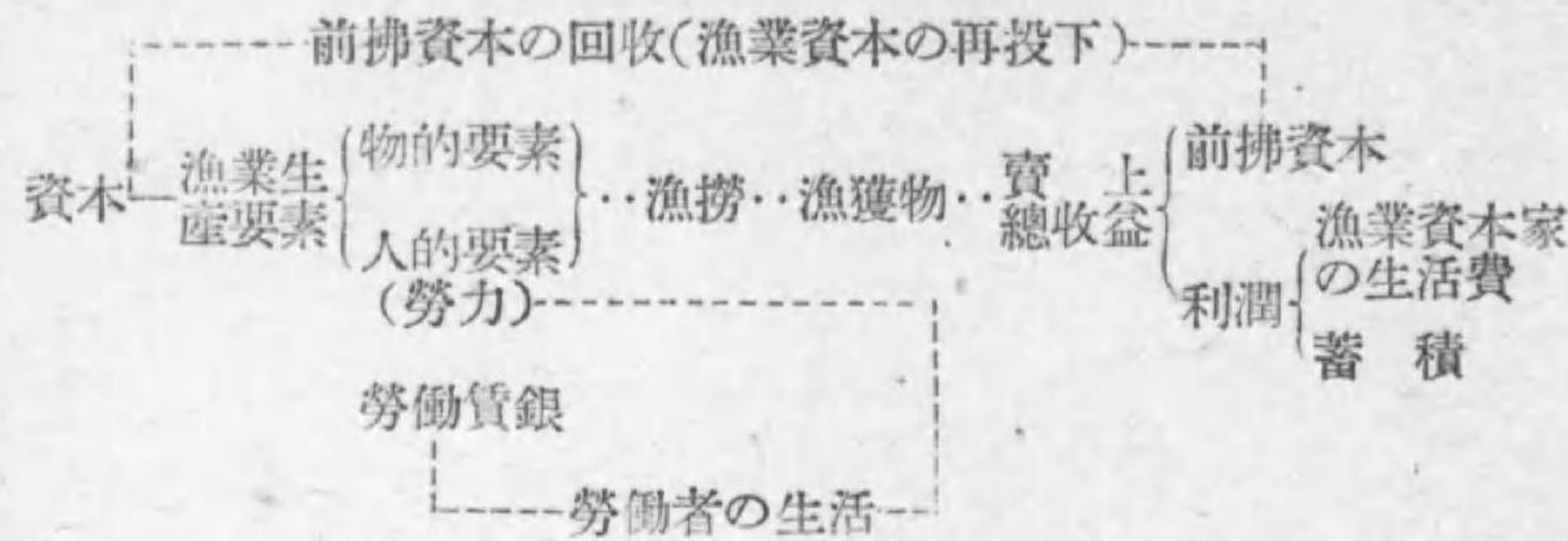
3. 企業的漁業經濟

(1)概説 資本家が利潤の造成・取得を目的として、漁業に資本を投下して營む場合に、その組織を漁企業といひ、損益負擔の主體を漁企業者といふ。企業的漁業經濟の根本條件は、(ア)漁企業者のもとに資本があり、(イ)自ら資本をもたず、唯勞力を提供して賃銀を受ける多數の勞働者があり、(ウ)大規模經營を有利にする條件を十分にそなへ、(エ)大量の漁獲物を販賣できる市場のあることなどである。

生業的漁業經濟と企業的漁業經濟とは、(ア)資本と勞働との結合するのと分離するのと、(イ)損益の危險に對する負擔が共同のか一方的か、(ウ)生計維持が目的か、資本蓄積が目的かなどの點で違ふ。

企業的漁業經濟に於いて、漁企業者は資本の一部で漁業經營に必要な物的要素を購入・調達し、一部で勞働者を雇ひ入れ、兩者を結合して生産を營み、その漁獲物を販賣して得た漁業總収益から前拂資本を回収し、残りを利潤として一部を生活に費し、一部を貯蓄する。この關係を示せば次のとおりである。

企業的漁業經濟は資本を中心に行なふが、もともと資本は



収益性・安全性・確實性を必要とするのに、漁業は一般にこれに反するから、この矛盾を解決することが重要である。

(2) 企業的漁業經濟の類型 漁業資本の合成方法によつて、企業的漁業經濟を分類すれば次の三つになる。

(ア) 單獨(個人)漁企業 1人が漁業資本を醸出して損益の危険を自ら負擔する組織で、機敏な活動に適するが資本が少く企業に永續性が乏しい上に、大規模な經營に適せず安全性・確實性に劣る。

(イ) 組合漁企業 相互に親密な少數者が資本を醸出し、漁企業經營の活動を分擔する組織で、單獨企業に比べて資本額・規模・危険の分擔・永續性に於いて優れてゐるが、資本醸出者の範圍が狭過ぎ、長所を十分に發揮しにくい。

(ウ) 會社漁企業 多數の者が資本を醸出して巨額の漁業資本を合成する組織で、經營規模の擴大・損益危険の分散・多數漁業經營の統合・有能者の企業參加などの點で優れ、漁企業の有利・安全・永續を期することができる。

會社には、責任と事業經營の分擔の如何によつて種々な形態がある。商法では、(1)無限責任社員だけが持分を以つて組

織する合名會社、(2)無限責任社員と有限責任社員とが共に持分を以つて組織し、前者だけが事業經營にたづさはる合資會社、(3)有限責任の多數の株主が株式を以つて組織し、株主によつて選任された重役が事業の經營に當る株式會社、(4)無限責任社員の持分と株主の株式とを以つてする株式合資會社の四つを認め、別に有限會社法による有限會社がある。

以上のうちで株式會社が最も重要であるが、株式會社は7人以上の株主から成り、資本は株式に分割され、株主はその引き受けた株式の限度に於いて責を負ひ、釀出額に應じて利益配當を受ける。會社企業の經營機關として株主總會・取締役及び監査役がある。株主總會は最高議決機關であり、取締役は會社を代表して業務の經營に當り、監査役は業務遂行に關する検査を行なふ。株式會社は、(ア)株主の責任の有限、(イ)株式額の僅少、(ウ)株式讓渡の自由などのため、巨額の資本を吸収でき、經濟界に於いて首位を占めてゐる。

有限會社は合名會社と株式會社の長所をとり、その中間にあつて特殊な地位を占めるもので、(ア)設立手續の簡易、(イ)社員の責任の有限、(ウ)人的信頼に基礎をおく點に特色があり、小企業の合同により企業を合理的に組織するのに役だつ。

漁業の發達に伴ひ經營規模が大きくなり、巨額の資金の必要が増すから、漁業にも企業組織の發達する傾向がみられるが、一方に於いて、(ア)多面的技能をそなへた熟練労働を必要とし、(イ)労働者相互の親和協勞組織によらなければ労働能

率を發揮しにくく、(ウ)勞力の需給調節が困難であり、他方では、(ア)自然力の支配を受けることが多く、(イ)場所的並びに季節的制限があり、(ウ)危険性・不確實性・非安定性などの特質をそなへてゐるため、大企業組織をとりにくい。わが國の漁業に於いて株式會社企業組織が少く、個人企業や生業的漁業經濟組織が多く、又同族的又は協働的漁業組織の多い理由である。

4. 協同組合漁業經濟

前に學んだやうに、企業的漁業經濟が資本の利殖を目的として、多數の勞働者を雇ひ入れる資本家の營む組織と、又協働的漁業經濟が網主又は船主とこれに従ふ協働勞働者との營む組織であるのに對し、協同組合漁業經濟は、資力薄弱な多數の漁業者を組合員とし、相互扶助と經濟的平等の原理にのつとり、多數組合員の共同出資と協同作業によつて漁業を經營し、協同經濟の利益をあげようとする組織である。

協同組合漁業經濟には、漁業協同組合と漁業實行組合とがある。漁業協同組合は前に學んだやうに漁業組合の一種であり、責任組織の出資制組合であるが、その事業の一部として行政官廳の許可を得て、そのもつ漁業權又は入漁權の範圍内で特定の漁業を營むことができる。

漁業協同組合が漁業を自營する場合に、その漁業經濟が協同組合的組織をもつことはいふまでもないが、このほか漁業組合員中のある者が重要漁業種類に就いて、互ひに協同し1

組合を組織して漁業を營むことがある。これを漁業實行組合といふ。漁業實行組合の多くは、從來各、獨立して互ひに競争してゐた網組又は船仲間が合體し、新たに一つの漁業經濟を組織し、近代的な協同經濟の原理にのつとり、その基礎を強固にして漁業の維持・發展をはからうとするものである。

5. 漁業經濟の財務經理

個別漁業經濟は漁業活動の計畫・實施に關する收支調整の單位であり、多數の漁業經營から成るときは各經營の收支が綜合されて個別漁業經濟の收支を形づくる。收支調整の秩序は貨幣による計算に基づいて保持される。即ち漁業經濟に於いて所要資金が醸出されると財務經理が始り、支出・收入・調整・處理から成る財務經理によつて漁業經濟が保持される。

先づ支出と收入に就いてみると、支出には經常支出と臨時支出、經營別(事業別)支出と一般共通支出とがある。一般に漁業經營費がその主な項目であることはいふまでもない。支出に就いては、その目的と收支の釣合とに照らして節度を守るべきはもちろん、支出の大部分を占める漁業經營費に關しては、購入すべき漁業經營要素の品質・分量・價格に留意し、その利用效果(生産能率)を高めるべき合理的な經營方法を講ずることが緊要である。収入は支出と相應するものであるから特別に學ぶ必要はないが、収入として最も大切なのは漁業収入(漁獲物賣上収入)であること、収入の多いのを望みたいばかりに、漁業經濟上の財産の一部を徒らに賣却して、却つ

て漁業經濟の永續を不可能にするやうなことのできないことなどに注意しなければならない。

收支に偏差の生じたときは、その事情に應じて調整すべきである。即ち収入不足に對しては借入によつて調整し、一時的な調整は短期償還の借入によるのがよい。長期償還の借入は永い間漁業經濟の負擔となるから警戒を要する。一定期間末には資産(利益)又は負債(缺損)が現れるが、この損益を處分することを財務處理といふ。負債は速かに返済し、利益は積み立て、又は利益分配の方法で漁業參加者(資金醸出者)に分配するが、不慮の事變や事業擴張の準備として積立を行なふことは、堅實な處理方法である。

漁業經濟の財務經理を適切に行なふには、漁業會計の方法によらなければならない。漁業會計は1年又は1漁期を會計期間とし、この期間に於ける豫算・現計・決算の3段に分けて行なはれる。豫算は經理の計畫であり、現計は經理の實行、決算は經理の締結である。

會社組織その他の秩序だつた漁業經濟では、會計が比較的嚴密に行なはれてゐるが、その他の組織のものでは疎略に流れやすく、甚だしいのになつては全く無秩序である。それは漁業經濟組織そのものの性質が、普通の會計方法をそのまま採用しにくいし、しかもそれに適した會計方法がまだないと、漁業者に經濟的知識と訓練が不足し、漁業者は唯漁獲自體を目的とし、永續して漁業を合理的に營むための經濟的基

礎を強くし、秩序だつた組織を確立するやうなことは思ひもよらないことと放置してゐるためである。漁業が事實以上に經濟上不利・不確實なものとして危険視され、漁業者がともすれば經濟上不利な地位におかれてゐた理由の一つは漁業者の側にあるのである。それ故漁業經濟に適切な會計形式を整へて、合理的な財務經理を實行し、漁業經濟の秩序だつた組織を確立して、その存續を安固・確實にしなければならない。

4. 綜體漁業經濟

1. 概 説

漁獲物の生産に關與するすべての人々も、又漁獲物を消費するすべての人々も、一體にまとまつた組織のある國民協同生活を營んでゐる。國民の範圍内のすべての個別漁業經濟を包括した綜合體を綜體漁業經濟といふが、それは農業經濟・工業經濟などに對して、國民經濟の漁業經濟部門を形づくつてゐる。個別漁業經濟と綜體漁業經濟とは、一個と全との關係にあり、綜體漁業經濟と國民經濟とは部分と全體との關係にあり、それらは相互條件及び相互影響の關係に立つてゐる。個別漁業經濟を學んだわれわれは、更に進んで綜體漁業經濟を調べなければならない。

綜體漁業經濟は、漁獲物の生産・消費の適合を原理とする秩序をそなへてゐる。今日の産業別分業の發達してゐる組織のもとでは生産・消費の適合は、漁獲物の價格を中心に需要供給の關係を通じて行なはれるので、綜體漁業經濟の秩序は

更に漁獲物の需給適合に必要な魚價水準の保持、各漁業種類間の釣合のある發展、漁業者間の利益の調和、漁業全體の生産力の増進を原理としてゐる。この秩序や原理は必ずしも常に意識的・計画的なものではなく、個別漁業經濟が一定の目的を實現する意識的・計画的な秩序のある組織であるのに對し、綜體漁業經濟の秩序はいはば自然状態におかれてゐた。随つて、綜體漁業經濟の大勢は、社會の自然力によつて定められ、その秩序は「見えざる手」に導かれて保持される。しかし、將來はこのやうな自然的な原理や秩序に任すのではなく、自ら目的を實現する意志經濟への進化を望まなくてはならない。又事實その方向に進みつつあり、「見えざる手」の指圖による秩序の保持が、「聞ゆる聲」の號令による秩序の保持に變りつつある。その進化の段階は次のやうである。

2. 自由主義漁業經濟

(1)自由主義漁業經濟の意義と原理 綜體漁業經濟が、個々漁業者個人の自由活動を原理として組織されてゐる場合に、これを自由主義漁業經濟といふ。自由主義漁業經濟の原理は、財産私有と營利と自由とであり、個々の漁業者の活動は政府の特別な統制・拘束・制限・干涉を受けない。

財産私有の原理とは、漁業生産の要素がすべて個人の私有に屬することを意味し、營利の原理とは、個々の漁業者がその財産を利用して漁業を營み、自己の利益をはかることをいひ、自由の原理とは、政府が原則として個々の漁業者の營利

活動を自由に放任し、又個々漁業者が互ひに競争することをいふ。營利の自由に對應して、經濟上の責任は個々漁業者にあるから、自由主義經濟は個人主義經濟の性格をもつのである。

(2)自由主義漁業經濟の發展傾向 自由主義經濟は以前の身分的拘束を原理とした漁業經濟に比べて、個々の漁業者に責任と自由とを容認するから、漁業全般の進歩と生産力の増進とを來たすところが多い。しかし漁獲物の生産・消費適合の秩序は、需給關係によつて絶えず變動する價格を中心に、自然的に、盲目的に保持されるだけであるから、常に動搖して平衡を失ひやすく、ときに恐慌を來たし倒産者を出すこともある。恐慌の後再び景氣が回復するが、その間資力の豊富な漁業者がその薄弱な者を打倒し、綜體漁業經濟の組織に變化が起る。即ち、先づ生業的漁業經濟では少數の優位者の生ずる反面に於いて多數の貧窮者を生じ、狭い沿岸漁場に争つて酷漁する結果、漁場を荒廢させ自立的漁業者の地位を失はせる傾向がある。又企業的漁業經濟では、企業者の間に弱肉強食の現象を生じ、ひいては利潤の低下を來たすことになる。次に漁業の發達は、漁業經營規模の擴大や機械及び設備利用の發展によつて漁業生産力が増進するが、わが國漁業の本體である沿岸漁業は、なほ依然として舊態を脱せず、各種漁業間の釣合のある發展や、多數漁業者間の調和のある利益は必ずしも實現されない。更に自由漁業經濟では、漁場・漁船・

漁具・漁業設備・漁業勞力の利用が、個々漁業者の自由に放任されてゐるから、國民全體の漁業生産力がとかく濫用・浪費される結果を伴ふ。

このやうに自由な競争の漁業經濟組織は、個々の漁業者に必ずしも幸福をもたらさず、却つて災ひを招くこともあり、又漁業全般にとつても種々な弊害を伴ふから、漁業者相互の團結によつて系統的な漁業經濟組織を確立しようとするのである。

3. 獨占主義漁業經濟

(1)獨占主義漁業經濟の意義 前項の弊害除去のために、漁業者相互の團結組織によつて、有害な競争を抑制し、漁業種類別又は資本系統別に漁業利益の獨占又は擁護の系統組織を確立し、以つて綜體漁業經濟の秩序を維持しようとするやうになつた。これを獨占主義漁業經濟といふ。漁業經濟の系統組織を確立する途は、漁企業の集中と協同組合の組織との二つである。

(2)漁企業の集中 自由主義漁業經濟のもとに於いては、(ア)漁企業間に投資競争、(イ)資材・勞力の取得競争、(ウ)漁業經營改善競争及び漁獲物販賣競争など各方面にはげしい競争が行なはれる結果、漁企業利潤の一般的低減の傾向を招くから、競争の抑制によつて、企業的漁業經濟の存續を期するため、次の三つの形による漁企業の集中が進められる。

(ア)漁企業聯合 同一又は互ひに密接な利害關係のある漁業

種類に屬する獨立の漁企業が、互ひに協定を結び、不當競争の弊を除き、その存續・發展をはかることをいふ。協定事項の種類に應じ、販賣・價格・販路・生産協定などに分れるが、水産組合がこの役割を受けもつことが多く、同業組合も漁業者及び水産業者間に組織される。漁企業聯合は各自獨立の漁企業の聯合であるから協定を破棄する者もあり、又聯合に加盟しない者の競争もあつて、必ずしも強力な獨占組織とはいへない。

(イ)漁企業合同 同一又は密接類似の漁業種類に屬する數箇の漁企業が、合體して一つの巨大な漁企業を形成し、自らその獨立性を失ふことをいふ。漁企業合同は大資本の力を發揮し種々な利益があるが、殊に漁業の特質を考へて、企業の安定・確實を期する効果の大きな點は注意すべきである。同じ種類の漁企業が大同して單一企業となるときは、獨占的な資本的勢力をもつことになる。

(ウ)企業統合 表面上獨立した漁企業及び關係諸企業が、一つの中心的企業に金融關係を通じて統合・支配されてゐる組織をいひ、資本系統別に違つた種類の産業の間に形成される。

企業集中によつて多數の漁企業の濫立・競争がなくなり、綜體漁業經濟の秩序は漁業種類別又は資本系統別に意識的に保持されるやうになる。しかし、企業利潤の維持が單に漁企業集中の動機であり、又は資本獨占力の強化が漁企業集中の目的であるならば、その結果は生産擴張の抑制となり、或は

漁獲物供給の人爲的制限となり、價格の人爲的な維持又は吊上が行なはれるなど、少數の巨大漁企業の獨占利益を増進する方策が施されるおそれがあり、必ずしも國民全體の漁業經濟上の利益が増進されるとは限らない。

(3)協同組合の組織 自由主義漁業經濟のもとに於いては、全國に分散してゐる多數の小漁業者は、一方に有力な巨大漁企業の壓迫を受け、他方に中間商人の利益搾取を受け、その上相互に漁利追求を争ふ結果、自立して生業的漁業を営みにくいばかりか、自滅してゆく傾向がある。沿岸漁業に立脚してゐる生業的漁業經濟は、わが國の漁業經濟の本體であるから、小漁業者の困窮と没落とを招く傾向を放置すべきではない。そこで、資力薄弱な漁業者間に、相互團結と相互協力の組織をつくり、政府の保護・指導のもとに、沿岸漁場資源の保持・涵養、漁業經濟利益の擁護及び漁家生活の安定を目的とし、相互扶助・隣保共助の原理によつて、この目的を實現する系統組織を發展させる傾向が進められた。漁業組合殊に漁業協同組合の組織がこれであつた。

漁業會系統組織の發展により、零細漁業者間の競争は抑制され、漁業經濟秩序は組合の統制によつて意識的に保持されるやうになるが、漁業會相互の對立競争や、中間商人や巨大漁企業による壓迫を完全に排除することはできない。

漁企業の集中や協同組合組織の發展に伴ひ、綜體漁業經濟は自由競争の原理に立脚してゐる非系統的な組織から、系

統的な組織に移つてゆき、漁業者の自覺によつて各種漁業間に釣合のある發展をはかり、漁業全般の生産力を増進させる計畫をたて、この實現を豫期するやうになつた。

5. 水産養殖業

1. 水産養殖業の意義と特質

(1)水産養殖業の意義 水産物の生産に於いて、漁業と共に大切なものは水産養殖業である。水産養殖業とは、人工を以つて水界生物の増加・成長・改良をはかる産業である。

水界生物の増殖は技術的にみて、(ア)消極的に水界生物の自然的増加を妨害する條件を除く繁殖保護と、(イ)更に積極的に増殖條件を與へる水産養殖とに分れる。又その方法は水界生物の種類と技術發達の段階とによつて種々違ふが、人爲的に自然條件を克服して、水界生物の質的改良と量的増加をはかる點に水産養殖の本質がある。

(2)水産養殖業の特質 水産養殖業は經濟上必要で技術上可能な水界生物に就いて行なはれ、養殖の場所も限定され、自然條件を人爲的に克服できる程度と範圍が小さく、經營上不安定である。又結果をみるまでに永い月日を要し、勞働は多面的且つ不均一・不規制で、地方的に違ふ自然條件に支配されるために、技術上・經營上種々な制限を受けることをまぬかれないなどの點にその特質がみられる。

2. 水産養殖業の分類

水産養殖業は、前に學んだ特質と養殖技術の發展段階とに

よりさまざまに分類することができるが、その主なものをあげると次のやうである。

(1)池中養殖と開水養殖 養殖水面が人工的なものか自然的なものかによる區別であるが、前者では周到な育成が可能である。又淡水養殖と鹹水養殖、温水性魚類の養殖と冷水性魚類の養殖との區別もある。

(2)特別な設備を要する開水養殖とさうでない開水養殖 池中養殖に特別な設備があるのはもちろんであるが、開水養殖にはこれを要するものとさうでないものとの區別が重要で、特別な設備を以つてする場合には、養殖水面はその設備所有者の占有に屬し、特別な設備がいらす、多数の者の協力によつて養殖を行なふ場合には、養殖水面は團體占有の形をとる。

(3)集約經營と粗放經營 單位面積への勞資投下量による分類で、集約經營には設備集約と勞働集約との別があり、前者には多額の資金がある。

(4)大規模養殖と小規模養殖 前者では設備や機械の利用効果をあげることができる代りに、周到な勞働による効果を期しにくい。後者ではちやうど相反するが、多数の業者の協同によつて、機械や設備を利用するのがよい。

(5)企業的養殖と生業的養殖 わが國では生業的養殖が多い。なほこれに關聯して專業的養殖と副業的養殖との區別があるが、農山村の副業的養殖を振興して水産物の補給をはかる必要がある。

(6)私有水面養殖と公共水面養殖 兩者は法制上の取扱ひに於いて違ふ。公共水面の養殖は3種の區劃漁業に分れ、いづれも漁業權の客體となる。區劃漁業權の主體は個人又は團體(漁業組合)であるが、漁業組合有の漁業權に就いては、養殖經營上の利益を業者間に均分するために、養殖場割替制度のあることが多い。

以上のうちで、河川・湖沼・沿岸淺海に於ける粗放的な養殖は、繁殖保護と共に漁業生産の前提をなすものであつて、淡水漁業や沿岸漁業は水産養殖と合體してこそ、その維持・發達が可能であり、水界利用の眞義を發揚することができるのである。

3. 水産養殖業の公共性

水産養殖業は、個人的利益を目標として営まれるものと、公共的利益の保持・増進を目標として営まれるものがあり、前者は私營事業、後者は公營又は協同事業として成りたつ。水産養殖業は經濟的にはこのやうに私益と公益との2系統が重複して、公共的性質を多分に帯びてゐるが、自由主義經濟のもとに於いては、業者の私益追求と相互競争に放任されてゐる結果、生産・消費の不適合や、需要・供給の不釣合を避けにくく、又業者間の競争や、中間商人の過度の利益取得の弊害をまぬかれにくい。なほ水産養殖業の公共性や、その未發達の現状を考へて、政府又は公共團體が自ら直接に營むか、又はその指導のもとに關係業者を以つて協同して營ませるか、

公共的經營に待つべきものが多い。

6. 水産製造業

1. 水産製造業の意義・特質及び種類

(1)水産製造業の意義 水産製造業とは、漁獲物の處理・加工・製造の労働を内容とする産業で、直接に水界を對象とする漁業や水産養殖業の生産した漁獲物に種々な加工方法をするもので、技術上は製造工業に屬するが、漁獲物の商品性を保持・向上させる點で漁業や養殖業と密接不離の關係にある。即ち漁業又は水産養殖に始る水産物の生産は、水産製造を待つて、その目的を完うすることができる。水産製造によつて漁獲物は貯藏性・運搬性を増すが、更にその利用方面を廣め利用價値を高めることもできるから、水産製造の發達に努めることは水産經濟上極めて大切である。

(2)水産製造業の特質

(ア)原料である漁獲物の種類・利用方法が多く、その漁獲量は豊凶不定で、しかも貯藏も運搬も困難であるため、その供給が圓滑にゆかず水産製造は臨機應變性を必要とする。

(イ)原料供給の不定であるため製造作業はとかく不規則・不均一になり、又製品の標準化や規格統一が困難である。

(ウ)鮮魚食を主とする國民生活の現状では加工・製造の程度が低く、漁獲物の新鮮度保持を目的とする處理、又は鮮魚代用品である貯藏性水産食品の製造が重要な地位を占めてゐる。

このやうな特質のため、水産製造業の經營は一般に地方的

小規模で、複雑な利害の對立のある經濟組織のもとで營まれてゐる。

(3)水産製造業の種類 水産製造業はさまざまに區別されるが、(ア)製造の目的を標準として、水産食品の加工・製造、飼料及び水産肥料の製造、工業及び工藝用原料の製造に分れ、(イ)製造方法を標準として、手工的製造・機械的製造に、又製造作業組織を標準として、家内的小規模製造・工場的大規模製造に分れる。水産食品の加工は大抵手工的・家内的小規模であるが、水産罐詰製造のやうに、機械工場組織で大規模に營まれるものもある。(ウ)經濟上の性質を標準として、家族的水産製造業と企業的水産製造業に分れる。なほ專業・副業の區別や協同的水産製造業にも注意しなければならない。

2. 水産製造の要素と經營組織

(1)水産製造の要素 水産製造は原料・補助原料・製造要具及び勞力を要素として營まれ、それらを適正な比率で組み合わせさせて製造を進めることが必要である。原料とは水産製造労働の對象、即ち漁獲物であり、補助原料とは製造作業を助成するもの、たとへば食品加工に於ける調味料のやうなものである。又製造要具とは労働媒介の手段であり、道具即ち労働者が直接に用ひられるものと、原動機・傳動機及び作業機から成る機械と、主として化學的作用を起させるために原料を入れる容器の一聯の設備から成る装置とに區別される。

(2)水産製造經營組織 水産製造の經營組織は、手工的家内

製造組織・手工的工場組織及び機械的工場組織に大別することができる。この區別は經營規模と製造能率の段階を示すものであるが、殊に機械的工場組織にあつては、製造機械による作業を科學的に調節する科學的管理組織と、種々な機械又は機械的工場を自動運搬機又は運搬臺で連絡し、製造の過程を自動的に進行させる流動作業組織とがあり、製造の能率は著しく高くなる。しかし原料供給の不圓滑や、その他の不利な条件のために、このやうな進歩してゐる組織は必ずしも常に有利に採用されるとは限らない。原料魚の供給が中斷され圓滑を缺く傾きがあるから、水産製造に於いては多角經營の組織を工夫しなければならない。多角經營組織には二つの型がある。即ち一つは小規模經營に於いて、唯漁獲物の種類や製造方法の轉換・結合の形で營まれる多角經營であり、他の一つはこのやうな轉換・結合のほかには廢物利用の事業や、その他密接な關係のある事業を系統的に結合して營む大規模の多角經營である。

又水産製造を營むには立地條件を考慮し、有利な場所を選定しなくてはならない。立地條件のうち特に重要な點は原料魚入手の難易であるが、そのために小經營は漁村や沿岸小漁港に分散して營まれ、大經營は大漁港に集中する傾きがある。

3. 水産製造經濟組織

水産製造業は業種別・經營規模別に種々に分れ、又個別水産製造經濟も各種の形態に分れ、地域的に廣く分散してゐて、

水産製造業の綜體經濟上の構造は非常に入り混つてゐる。又水産製品の需要・供給の調節や、生産・消費の適合も營利競争關係により盲目的に保持されるだけであるから、屢々不釣合になつて業者間に不當な競争が起り、國民全般の利益増進上遺憾な點が多い。このやうなおそれを除くためには、業者全體の自覺と協力によつて個々業者間の不當競争の弊を緩和除去し、國民全般の期待する水産製造經濟上の利益を増進することに努めなければならない。

第3. 水産物の流通

1. 水産物流通の意義と特質

1. 水産物流通の意義

漁業・水産養殖業及び水産製造業の生産物は、水産業者自ら使用・消費するのではなく、國民全般のための商品であるから、水産物は生産者から消費者に移動しなくてはならない。この意味の移轉を流通といひ、廣くは生産者から消費者への人格的移轉(固有・狹義の流通)だけでなく、生産地から消費地への場所的移轉、生産時期から消費時期までの貯藏・保管を含む。

水産物の流通は、その生産者のためにも消費者のためにも經濟上重要な事であるが、これに二つの型がある。その一つは水産物の流通が商人の自由活動によつて行なはれる場合(商業的流通)、他の一つは政府の統制に基づく計畫的配給

活動による場合(統制的配給)である。

2. 水産物の種類と一般的特質

前に學んだやうに、水産物はさまざまに分けられるが、流通上重要な分類として次の種類をあげなければならない。用途によつて、食用水産物・農畜産業用水産物・工業用水産物に分け、自然的性質によつて、腐敗性並びに準腐敗性水産物と耐久性水産物に、生産事情によつて企業的大量生産の水産物と、生業的小量・分散的小生産の水産物に、消費事情によつて、普遍的需要と特殊的需要の水産物、並びに分散的需要と集中的需要の水産物に區別される。

次に水産物の一般的特質としては凡そ次の點があげられる。即ち、(ア)水産物は企業的大量生産でなく、主として非企業的に生産され、(イ)主として国内食用向けで、工業用その他産業用向けのものが少い。(ウ)價格の割合に大量で耐久性に乏しく、(エ)生産が自然條件の支配を受けて不確實であり、随つてその價格は生産費を基準として安定しにくく、専ら需要と供給との關係によるためにその變動が大きい。

3. 水産物流通の特質

水産物の一般的特質に應じて、その流通にも次のやうな一般的特質がある。即ち、(ア)生産も消費も全国的に分散し、その上小規模であるため取引段階が多いこと、(イ)生産事情が複雑で、且つ水産物の種類が多く、標準化されてゐないため流通経路が入り亂れてゐること、(ウ)水産物は一般に腐敗・損傷

しやすく、随つて迅速・鄭重な取扱いが必要で、その取引に關聯する活動及び施設が複雑であること、(エ)非耐久性・價格變動性による經濟上の危険が大きくて、そのために特殊な事情に支配されることなどである。

もちろん罐詰のやうに耐久性のある食用水産物があり、又特殊な嗜好品や需要の大量に集中した工業用水産物もないわけではないが、それらはむしろ例外的で一般には前にあげたやうな特質をもつてゐる。なほ水産物の流通に關しては、その經濟上の特質として、問屋商人の占める支配的地位を明らかにしなければならない。即ち問屋商人は水産業者と消費者とに對し絶對的支配力を持ち、特殊な利益ををさめるが、その關係はいはゆる仕込制度に於いてはつきりと現れる。仕込制度は水産物流通の特質となつてゐる。

2. 水産物流通組織

1. 概 説

取引の範圍が狭く規模が小さければ生産者と消費者との直接取引が行なはれるが、水産業が発達するにつれて需給の適合を専門的に營む商人が必要になる。かうして廣い範圍にわたつて水産物が流通し、その需給適合の範圍が國民の範圍にまで廣がる。このやうな流通の仕組を水産物流通組織といひ、これを形づくる要素は一つ一つの水産物取引である。

需要と供給の對應・適合する關係、いひかへれば取引の關係を抽象的に市場しちやうといひ、又取引の實際に行なはれる具體的

な場所又は施設を市場といふ。故に水産物流通組織は水産物市場組織で、市場は生産と消費との間の位置の如何によつて、生産者市場(生産地市場)・中間市場・消費者市場(消費地市場)などに分れ、中間市場はその流通機能によつて、集荷市場・仲繼市場・分散卸市場・分散市場などの數段に分れる。水産物流通組織は、これら數段の市場から成り、専ら商人の營利活動によつて、水産物の移轉が行なはれる仕組である。

水産物流通組織は、水産物の種類・流通経路・需給適合範圍の大小などによつて幾段階かに分れ、又水産業の規模や水産業者又は消費者の共同組織及び取引方法などでも種々な影響を受ける。水産物流通組織を調べるには、水産物種類別の研究と、流通機能別研究との兩面を進めなければならない。

中間商人は水産業者と消費者との間で、次のやうな流通上の機能を營む。

本質的機能として、(ア)生産・消費適合の機能、(イ)集荷・分散の機能を、助成的機能として、(ウ)金融機能、(エ)危険負擔機能、(オ)選別・格附機能を、附隨的機能として、(カ)運送機能、(キ)貯藏・保管機能を營む。

以下その各に就いて大體を學ぶ。

水産業者は消費者の欲求の方向を、消費者は水産物の用途を知りにくいので、中間商人が前者に對して消費の方向を、後者に對して水産物特に新規の水産物を紹介して、兩者の適合をはかる。水産物の生産と消費とに就いては、種類・數量・

時期・地域などをにらみ合はせて、水産業者から少量づつの水産物を買ひ集めて大量に集中し、これを更に少量づつに分散して消費者に分賣する。又水産物の流通に就いて、必要な設備・運轉資金はもちろんのこと、水産業者に對しても資金を前貸融通し、流通中の水産物の受ける物理的損失や經濟的損失の危険を負擔し、買ひ集めた水産物に就き、品質・數量に關し取引上の標準に従つて分類し、等級をつけて、その取引を簡便・迅速にする。遠距離の大量輸送は専ら運送業者が行なふが、近距離の少量運搬は屢々、中間商人が取引に附隨して行なひ、保管・貯藏も特別な施設を要する場合や大量に上る場合は、専門的な倉庫業者が營むが、中間商人もその營む集荷・分散機能に附隨してこれを營む。

2. 水産物市場各説

(1)生産者市場 生産者市場とは、生産者がその水産物を販賣する場合に成立する市場をいひ、その範圍は水産業の種類と經營規模、水産物生産の時期、水産業者の數及び生産量、輸送の便否などによつてきまる。水産物は腐敗しやすく、運搬が困難であるなどのため、その生産者市場は大概水揚地又は生産地に成立するが、大規模有力な水産業者は、自ら直接に遠隔の消費者市場に販賣を行なふこともある。一般には、中間商人が生産者から買ひ受け、集荷機能を營む。

(2)中間市場と中間商人 水産業の發達によつて水産物が増大し、交通機關の發達によつて販路が擴大すれば、水産物が

生産者から消費者に行きわたる間に、多くの商人の手を経ることになり、中間市場が成立する。

中間市場を構成する中間商人は、商人と補助商人(代理商)である。又その営む機能によつて分ければ、集荷商・中間商・分散卸商・小賣商となる。商人は水産物の賣買を業としてその値鞘を利得し、補助商人は賣手又は買手の代理として水産物の移轉をなかだちし、口錢(手数料)を收得する。集荷商は多くの水産業者から買ひ集めた物を選別して需要地へ移出・販賣し、又金融を営み、産地仲買と産地問屋がある。中間商は消費地の問屋や中央卸市場の卸賣人であるが、集荷商から買ひ集めた物を分散卸商に分賣する。分散卸商は中間商から買ひ受けて小賣商に分賣し、小賣商は直接消費者に對して販賣する。小賣商には家族的に営む小規模なものや、萬屋式のものがあり、又大規模な百貨店・連鎖店又は専門店など種々あるが、水産物の小賣商としては、水産物を専門的に、又は他の食料品などと共に販賣する小規模のものが多い。

補助商人には仲立人・口錢問屋・販賣又は購買代理人がある。仲立人は購買と販賣の兩機能を行なふ中間商人で、口錢問屋は委託された水産物を自己の名で賣買交渉する商人である。又水産業者や商人の中には、自己のために販賣又は購買を行なはせる目的で、特定の商人と繼續的關係を結ぶことがあるが、これを代理商といふ。

生鮮水産食品は、その腐敗性・價格變動性による商業上の

危険が多いため、中間商は原則として荷主の販賣委託を受けて取引を行なふ。

水産物流通の範圍が擴大して取引が複雑になれば、集荷・分散機能を営む中間商人の數が多くなる傾向がある。それは水産物の價格騰貴の原因となるので、消費者の組織による小賣段階の排除、或は小賣商の共同仕入の組織による分散卸賣段階の排除、或は水産業者の直接販賣や共同販賣の組織による集荷段階又は中間の諸段階の排除が行なはれ、中間商人排除の傾向もみられる。

(3)消費者市場 消費者市場とは個人的又は家計的消費のために、水産物を取引する場合に成立する市場をいふ。この市場の範圍は人口の分布状態・職業・男女・年齢別状態や、消費者の購買力及び購買慣習などによつて大きな影響を受ける。農畜産業用水産物に就いては、これを利用する農村の事情、又工業用水産物に就いては、これを原料とする工業の事情の如何などが、その消費者市場の成立や範圍に影響することはいふまでもない。

(4)水産物市場分析 水産物流通組織の整備・發達は、水産經濟上にも國民經濟上にも望ましいことで、各種の水産物に就いてその需給事情を統計的に調べ、その適合を合理的にする必要がある。この研究を市場分析又は市場調査といひ、需要分析と供給分析から成る。前者によつて、水産物の販賣可能性を測定するのであるが、それには、(ア)人口の分布状態、

(イ)購買力と所得支出の動機、(ウ)需要弾力性の有無・強弱などを調査する必要がある。後者によつて、水産物の増産可能性を測定するのであるが、それには水産業の生産力と水産物の輸送力、特に漁獲物の供給事情を調査しなくてはならない。わが國の現状では、各種重要水産物に関する科學的な市場分析がまだ甚だ不十分であるが、水産業の經濟的基礎を確實にするため大いにこれを進めなければならない。

3. 生鮮魚介類の流通組織

1. 生鮮魚介類の流通組織

水産物流通のうちで生鮮魚介類の流通組織は最も重要であり、又最も特徴のあるものである。

鮮魚介は、消費地近傍で漁獲される近在荷と、遠隔地で漁獲される旅荷とに分れる。近在荷は、(ア)漁業者又は漁婦が直接に問屋に運搬して販賣を委託し、(イ)魚商人の買附に應じて接賣し、(ウ)直接に消費者に小賣を行なふ。旅荷は、その流通経路が種々あり、又取引段階も多少違ふが、大體次のやうに流通する。

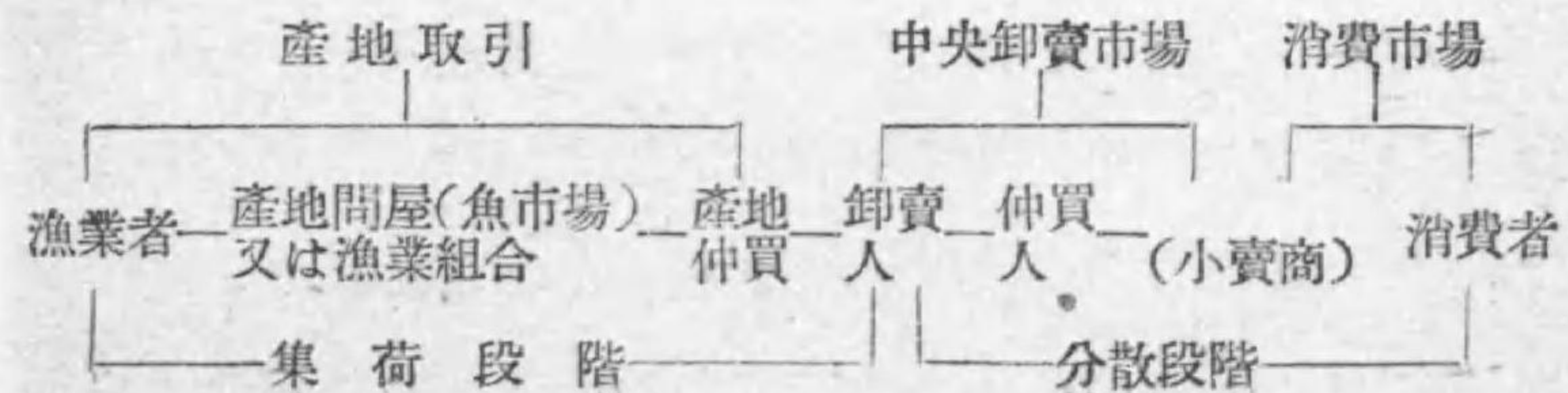
(1)産地取引 これには、(ア)漁業者と消費者との直接取引、(イ)漁業者と産地魚商人との取引、(ウ)漁業者と消費地問屋との取引の3経路があるが、(イ)が最も重要である。漁獲(物)量の大きな所には、魚市場が設立される。市場設備は公共團體又は漁業會が開設することが多く、市場内の取引は、漁業者から販賣の委託を受ける問屋と仲買人との間に行なはれるか、

又は漁業會と仲買人との間に行なはれる。競争取引から生ずる弊害を除くため、多數の魚問屋が合同して單一の會社をつくる例も多い。

(2)消費地取引 産地に於いて漁業者から買ひ集められた鮮魚介は、消費都市の卸市場に集中される。消費地卸市場への入荷には種々な方法があるが、主に地方荷主の販賣委託による。卸市場は魚問屋と仲買から成り、取引は魚問屋と仲買、仲買と小賣、魚問屋と小賣との間に^{セリウリ}糶賣又は^{あひたい}相對賣買・入札・定價賣買の方法で行なはれる。

同一消費地域に多くの卸市場が集荷を争ふ弊害や不便を除くため、單一市場に整備される傾向がある。この場合には、市場商人は卸賣人と仲買人から成り、卸賣人は地方荷主の委託を受けて仲買人に糶賣買を行なひ、例外的に入札・相對・定價賣買を並用する。仲買人は市場内に店舗をもつて、買出人に轉賣する。買出人は小賣商が主で、大口需要者もある。小賣商は仲買人から分買したものに就いて、消費者に小賣販賣する。

都市消費者に至る生鮮魚介類の流通経路は次のとほりである。



2. 魚市場制度

(1)漁市場制度の趣旨 魚市場とは、多数の者が参集して、魚介類を取引する一定の場所と設備である。保健衛生と取引の公正の見地から、地方魚市場に関しては都道府縣令を以つて市場取締規則を制定し、六大都市の魚市場に関しては中央卸賣市場法及び同施行規則を制定してゐる。魚市場には卸賣市場と小賣市場とがあるが、ここには卸賣市場、殊に中央卸賣市場の制度に就いて學ぶ。

(2)中央卸賣市場制度 中央卸賣市場とは、大都市に於ける生鮮食料品の卸賣市場で、市民に生鮮食料品を迅速・低廉に供給するために設けられ、市民の消費經濟上や都市衛生上になくなくてはならない公共的施設である。

従來大都市には私設・私營の魚市場があつたが、都市の膨脹に伴つて魚類配給が大規模になつたのと、市民の衛生及び消費經濟の見地から十分な監督を行なふ必要があるため、大正12年に中央卸賣市場法を制定して、六大都市に市營の中央卸賣市場を開設することになつた。それは、(ア)大量の生鮮魚介類を低廉・迅速に配給するためには、運輸設備などの大きな施設を要し、(イ)食用魚介類の鮮度と清潔を保つために公共的な監督・取締りを要し、(ウ)市民の消費經濟と生産者の利益とを擁護するために、市場内の取引その他の活動上、公共的施設によるところが大きいことなどによるためである。

この制度のもとに於いて、市はその地域内に単一の市場を

開設し、賣場使用料を徴収して取引當事者に貸與し、その取引に對して監督・統制を加へ、卸賣人は取扱商品種別に單一卸賣會社とし、仲買人又は買出人と取引をさせる。販賣方法は原則として糶賣買により、必要に應じて入札賣買・相對賣買・定價賣買によることもできる。仲買人とは、自己の計算に於いて卸賣人から買ひ入れ、これを買出人に販賣する卸商で、價格の評定と需給調節並びに分散の機能をつくす。買出人とは、普通市内の小賣商人又は大口需要者で、主に仲買人から買ひ入れ、これを消費者に分賣して分散機能を果す。

(3)中央卸賣市場の改革 中央卸賣市場の機構は、自由主義の商業的流通の基礎の上になつてをり、ここで魚價を決定して、流通の調節をしてゐたが、統制經濟が進展すると間もなく、魚介類に就いても價格の公定と配給の統制をみるやうになり、中央卸賣市場のこれまでの機構はその存在理由の大半を失ひ、政府の計畫的配給に應じて魚介類の技術的流通を營む中央配給機關に變つた。改革の要點は、糶賣買を廢して、定價賣(公定價格)又は入札賣の方法をとり、卸賣人の利益に制限を加へ、仲買の業務を改め、員數を減少し、又買出人指定制度を実施し、魚類に公定價格をきめたことなどである。特に、自由主義流通經濟のもとで、價格評定と需給適合に不可缺の機關であつた仲買人が廢止され、卸賣會社に資本參加、使用人の形で吸収されるか、又は小賣商業組合の業務に従事することになつたことは注目するところである。

3. 漁業會共同販賣制度

(1)漁業會共同販賣制度の趣旨 前に學んだやうに、小漁業者はその生産物の取引に就いて商人の支配を受け、不當に利益をとられ、自立的な漁業者の地位を失ふやうな傾向があるので、相互に團結して商人の壓迫に對抗し、自己の利益を擁護するために共同販賣所を設置することが多い。共同販賣制度は漁獲物を大量に集中するため需給調節に便宜が多く、設備の完全と取引の公正を期する上に役だつところが多く、政府の保護と指導とのもとに發達し、漁業者の單獨販賣制度に代つて一般的な販賣制度になる傾きがある。

(2)漁業會共同販賣事業 漁業會は、共同販賣所を設置し、會員の委託を受けて漁獲物を販賣し、産地仲買人に買ひ取らせる。販賣方法は競争入札を原則とし、必要があるときは他の方法にもよる。ときには會員の漁獲物を買ひ取つて消費地市場に委託販賣し、又直接に小賣人や消費者に賣却することもある。漁業會は又共同出荷設備を設け、會員の漁獲物を遠隔地の市場に出荷して委託販賣を行なふこともある。

漁業者は漁業會・都道府縣水産業會・中央水産業會の系統組織を通じて、漁獲物の共同販賣を全国的に系統化し、中央卸賣市場に進出し、都市又は農村の消費組合又は購買組合と提携し、中間商人利潤の低減をはからうとすることもあるが、鮮魚介類の流通の主な系統に於いては、漁業會共同販賣事業は集荷段階の限度にとどまつてゐる。

4. 水産物の輸送・貯藏及び保管

1. 水産物の輸送

水産物を場所的に移轉することを輸送といひ、これによつてその經濟的價値を増大で、廣範圍にわたり需給を適合し價格を平均することができる。

水産物は腐敗・變質しやすく價格の割合に大量であるから、輸送を迅速・ていねい・大規模にするには、鐵道・船舶・貨物自動車などによることが必要で、又輸送機關に特殊な設備(冷凍・冷蔵・生簀)をそなへる必要のあることがあり、又輸送費は安くなければならない。

水産物を輸送するには、運送業者に運賃を拂つて委託するが、この際運送業者は運送證券を發行し、委託者はこれと共に爲替を取り組み、荷爲替を金融機關に供して金融を受ける。大資本をもつ者は自ら運送機關をもつて直接に輸送し、又漁業會や共同出荷組合も同じ方法で共同輸送を行なふことがある。

2. 水産物の貯藏と保管

水産物は、輸送によつてその經濟的價値が増大するが、又貯藏・保管によつてその腐敗・滅失を防ぎ、需給を時間的に調節して價格の變動を少くすることができる。

水産物には、生産が季節的に限定されるものが多く、貯藏・保管を必要とするが、又水産製造過程終了後成熟させ、輸送單位量に集中するため、價格の好轉を待つためなどに貯藏・

保管を必要とすることもある。その際、水産物の種類・保管場所・金融との関係・利害関係人の利益擁護・水産物の価格などを考慮して、適切な保管方法を講じなければならない。

保管方法は水産物の種類と保管の目的とによつて違ふが、水産物を天候・虫害その他の損害から防止するためには普通の倉庫に、腐敗性水産物のためには冷凍倉庫に保管する。

水産物の貯蔵・保管は水産業者・水産物取引業者・水産物運送業者が行なふことも多いが、一般には専門の倉庫業者が手数料(保管料)ををさめて保管し、そのかたはら金融をすることもある。私営保管業のほか、公営又は組合経営のものもある。

水産物を長期間保管する場合には、保管委託者は保管物を擔保に金融を受ける必要が起つてくる。倉庫業者は保管物に對して倉庫證券を發行し、金融機關はこの證券によつて金融を行なふ。現在は水産物保管施設はまだ十分整備してゐないため、倉庫金融の便も缺いてゐるが、配給統制制度のもとに於いてはこの必要性和可能性とが著しく増してくる。

5. 水産物配給統制制度

1. 自由商業的流通機構

従來、水産物の流通は自由商業機構によつて行なはれた。即ち商人がひたすらに價格の高い所、利潤の多い所に向かつて、水産物を移轉したのである。その結果は、(ア)水産物が必ずしも必要な所に流通しないで、(イ)資力のある者が中間商業

利潤をひとりじめにし、(ウ)取引段階が細分されるため、流通経路の錯綜・中間商人の介在・價格騰貴の傾向を來たし、國民經濟上に不利を伴ふ。

2. 自治的配給統制機構

以上の弊害を除くために、販賣聯合・企業合同・漁業會・購買組合などの自治的配給統制組織が發達し、又魚類取引業にも機構の整備が行なはれたが、まだ十分にその目的に合致した配給統制の實をあげられない。

3. 國家的配給統制

自治的配給統制が自由商業的流通の弊を或る程度に除いたことは事實であるが、これをみても國民全般の利益を増進することは困難であり、政府が命令を以つて配給計畫を樹立し、配給業務者の協力を得て、配給統制の實をあげるために、配給機構を整備することになつた。即ち、(ア)配給活動を統制して、配給の禁止・制限、配給許可制、切符・購買票・登録などによる配給割當制を布き、(イ)配給機構を整備して、水産物の流通経路をきめ、中間段階を整除し、配給業者の企業合同を促し、免許制を確立し、(ウ)配給統制機關を設置し、更に水産物の價格を公定して、配給統制の効果を確實にしてゐる。その詳細は、鮮魚介配給統制規則などに規定があるが、たとえば指定陸揚地に鮮魚出荷統制組合を組織して計畫的出荷を實施させ、指定消費地域に於いては鮮魚介の取引を一定の卸賣市場に綜合して、賣買取引業者を以つて組織する鮮魚配給

協會で計画的配給を実施させ、小賣に関しては、魚商組合を中心に魚類配給統制會社を設立させるなどである。

第4. 水産金融

1. 水産金融の意義と特質

1. 水産金融の意義

水産業を営むには必ず一定の資金が必要である。これを水産資金といふが、水産業者が自ら資金を十分にもつてゐることは稀で、多くの場合は他からこれを仰がなくてはならない。この資金の融通を水産金融といふ。

水産金融に就いては、個々の水産業者に於ける場合と、水産經濟綜體に於ける場合との両面から問題を考へなければならぬが、ここでは後者に就いて、特に漁業金融に就いて學び、水産養殖業金融と水産製造業金融のことははぶく。

國民經濟の内には、所得の一部や産業・商業に利用されてゐる資金の一部などのやうに、現在實際に利用されてゐない資金即ち遊資があるが、他方に産業や商業を営むのに必要な資金に不足し、他からの融通を必要とする者も多い。そこで金融機關が遊資を大量に吸収してこれを貸附資本とし、資金の需要者に貸しつけて融通し、資金の需要供給の適合をはかるのである。資金貸附に對する報酬を利子といひ、利子の高下は資金に對する需要供給の關係による。金融機關に集中された貸附資本は、普遍的融通性をそなへてゐるから、貸附資

本の需給に就いては、需要の側の性質・事情が大きな意義をもつてゐる。それならば、漁業資金の需要の側の性質・事情は、農業・工業などに比べてどんなに違ふかを次に學ぼう。

2. 水産金融の特質

水産金融特に漁業金融は、漁業生産に利用される資金の融通であるから、漁業生産の特質が漁業資金及び漁業金融に反映して、その特質を生ずることはいふまでもない。

前に學んだやうに、漁業は自然力の支配を受けることが多く、その生産物は非耐久性の國內食料品であるため、漁獲の不確實、經營の危険の多いことや収益の不安定なことはまぬかれない。随つて漁業資金は、その回収(返済)が不確實であり利子は必ず高くなる。次に漁業には生業的漁業と企業的漁業とがあるが、金融機關を利用できるのは企業的漁業に限られ、生業的漁業に於いてはこれを利用できない。わが國の漁業は主として生業的のものであるから、漁業資金融通を全般的にみるときは、高利貸資本の支配する範圍が極めて廣い。

漁業經濟上の類型	漁業資金の類型	漁業資金融通機關	漁業金融の經濟的性格
(1) 企業的漁業	漁業貨幣資本	銀行その他の金融機關	貸附資本の融通
(2) 生業的漁業	漁業資金	高利貸業者	高利貸資本の融通

3. 水産金融問題

漁業金融の特質は以上のとおりであるが、このままに放置しては漁業の發展を期すことはできない。即ち、(1)高利貸資

本の融通に就いてみれば、生業経済的な小規模漁業はもともと危険が大きい上に高率の利子を支拂ふため、常に貧窮の状態におかれて漁業の改善・發達をはかることができない。(イ)又貸附資本の融通に就いてみれば、企業経済的な大規模な漁業に於いても、もともと利潤取得の安全・確實性に乏しいので、その利子は非常に高く、企業の合理的發展をはかるやうな餘裕の蓄積は望みにくい。

2. 漁業金融機關と金融方法

1. 個人高利貸業者による漁業金融

(1)個人高利貸業者の意義 個人高利貸業者とは、専ら自己の資金を以つて中・小漁業者に金融する者をいひ、貸金業を専門に営む者のほかに、問屋・漁獲物買受人(海産商)・漁業用品販賣業者・質屋・無盡・頼母子講及び漁業者の個人的關係者を一括して總稱する。

(2)資金融通方法 主なものは次の六つである。

(ア)仕込融通 漁業者が漁獲物の販賣委託を條件に、漁業期間中の所要物資や現金を借り受け、漁獲物賣上高の中から元利を支拂ふ方法である。問屋・有力漁業者又は資産家が仕込主となり、利子附又は無利子で融通するが、漁業者は仕込主に従ふ傾きがある。

(イ)青田賣買による融通 もともと農村金融上の用語であるが、漁期開始前に過去の状況と現在の實況とに基づき漁獲量を豫想し、その見積價額を對象とする賣買の形で資金を融通

する方法である。漁獲量の豫想の困難なことから紛議を生じやすいが、海藻採收業に多くみられ、又水産製造業者が原料確保の必要上、あらかじめ買ひつけておく場合にも行なはれる。

(ウ)漁獲物抵當による融通 漁業者が漁獲物販賣の自由をもつてゐるが、實質的には仕込融通と殆ど變りがない。

(エ)普通の貸借による融通 普通の金銭貸借の方法でも漁業資金の融通が行なはれるが、唯擔保物に普通の財産以外に漁業特有の財産(漁業權・漁船・漁具・干場・漁舎など)を提供する點が違ふ。なほこれらの特有の財産は擔保價値が低く、他に價値のある財産をもたない漁業者には不利である。

(オ)質屋業による融通

(カ)無盡・頼母子講による融通 漁業者間に船無盡・網頼母子講の組織されることが多い。多數の者が相寄つて掛金をし、その積立金を以つて抽籤・入札の方法で順次各自に一定額を拂ひ戻す方法で、相互扶助の金融組織である。しかし規模が小さく、中心者(講元)の運営方法の錯誤、その他種々な弊害を伴ひやすく、又必ずしも資金の必要者に融通されない缺點がある。

以上各種の金融方法は、現在中・小漁業者間にみられるところで、利子が高く、期間が短かく、漁業者に不利な條件が多く、随つて貸主に従ふ傾きがあり、又漁業者中にはこの状態を當然のこととして、漁業經營を合理化して支拂能力を強

め、合理的な金融方法を採用しようとしなない者もある。

2. 金融機関による金融

(1)金融機関の意義 近代的な意味に於いて金融機関とは、廣く國民の各層から遊資を吸収して資金の需要者に貸しつけ、兩者間の利鞘を自己の収益とする者をいふ。

(2)漁業金融機関の種類 金融機関には銀行・保險會社・信託會社・無盡業・大藏省預金部・信用組合及び漁業組合、各種の金庫があるが、漁業金融機関として特に重要なものは銀行・信用組合・漁業會及び産業組合中央金庫である。銀行にも種類が多いが、漁業金融上特に重要なものは普通銀行と日本勸業銀行・北海道拓殖銀行の2特殊銀行である。ここでは特殊銀行・産業組合中央金庫・大藏省預金部の漁業資金貸附方法に就いて學ぶ。

(3)特殊銀行の金融方法 以上の2銀行は原始産業金融を特殊任務とし、債券發行の方法で貸附資本を造成し、特殊方法による貸附を行なふことを認められた銀行で、その漁業資金貸附方法は次のとおりである。

(ア)抵當貸附 不動産・漁業權・養魚池・漁業財團を抵當とする定期償還貸附

(イ)無抵當貸附 漁業會や水産業會に對する年賦又は定期償還貸附や、漁業者10人以上連帶に對する定期償還貸附である。

(ウ)短期貸出・割引及び當座貸越 水産物を擔保とする手形割引及び短期貸出や、漁業會又は水産業會に對する手形割引

及び當座貸越である。

(4)産業組合中央金庫とその漁業金融方法 産業組合中央金庫は、同法により、漁業會又は水産業會及び産業組合、又は産業聯合會の金融機関として、設立された農漁業者の協同信用機関である。その運用資金は、(ア)預金、(イ)出資金、(ウ)産業債券の賣上金から成り、出資金に對して政府出資金が半ばを占める。その漁業金融業務は次のとおりである。

(ア)無擔保貸附(5年以内の定期償還又は30年以内の年賦償還) 漁網や漁具及び漁業用燃料油その他漁業用品の購入資金・養殖用餌料及び材料の購入資金、共同販賣事業運轉資金・小型動力附漁船の建造資金・水産製造資金などがある。

(イ)その他 手形の割引・當座貸越・爲替業務・有價證券の保護預り又は委託販賣及び業務上の餘裕金を以つてする短期貸附があり、なほ中央金庫の下部組織である水産業會及び漁業會の漁業金融は漁業組合制度のところで學んだ。

(5)大藏省預金部 これは郵便貯金・振替貯金・復興債券賣上金・政府特別會計の預金などを資金とし、預金部普通地方資金融通規則により漁業方面にも資金の融通を行なふが、主として救濟的貸附である。

3. 漁業金融の擔保物件

1. 漁業財産の擔保力

漁業金融を行なふ場合に、元利の返済を確實にするために、財産を提供させることが多い。これを擔保物件といふが、そ

の種類及び擔保力は次のとおりである。

(1)漁業權の擔保力 漁業權は一種の不動産で、漁業經營上重要な財産であるがその擔保力は大きくない。それは、漁業權(漁場)の資源價值が不安定な上に、漁獲高が不確實であり、又その價值の評定資料が缺けてをり、漁業權制度上種々な制限があつて、その自由な取引が行なはれにくいからである。前記の特殊銀行が漁業權抵當貸附を行なふ場合には、その鑑定價格の2/3以内にきめ、有價證券又は不動産を添擔保に提供させてゐるが、その鑑定は決して容易でない。漁業權の擔保力を増大させるには、漁場の改良・漁獲安定の保險制度の確立・漁業經營の改善・漁業經營統計の整備・漁業權制度の改正などを考へなければならぬ。

(2)漁船・漁具の擔保力 これらも漁業經營上重要な財産であるが、その擔保力は大きくない。それは、多くは小型で價值が低く、遭難の危険が大きくて、漁業収益が不安定・不確實で、融通性に乏しいからである。漁船安全保障制度・漁船保險制度の擴充と船型の統一が必要である。

(3)漁業財團の擔保力 漁業財産を個々別々に考へることはなく、漁業權・船舶・土地及び建物・漁具・機械・器具・設備など一切の漁業財産を一團として考へる場合に、これを漁業財團といふ。漁業財團の擔保力は個々の財産に比べて著しく大きいが、漁業収益が安固・確實でない限り、その擔保力も大きくならず、又漁業財團を組織できる者は極めて少數の

有力漁業者に限られる。

2. 漁業金融擔保制度

(1)漁業財團抵當法の要旨 漁業財團を設定できる者は、(ア)漁業權者、(イ)漁業權の登録をした貸借權をもつ者、(ウ)漁業用に登記した船舶の所有者、(エ)水産物養殖場をもつ者などである。漁業財團を組成するものは、大體前項にかかげたものであるが、漁業財團を設定するには漁業財團目録を作成し、漁業財團登記簿に所有權保存の登記をしなくてはならない。

漁業財團を目的とする抵當權を設定する場合には、漁業財團登記簿に登記しなければ第三者に對抗できず、抵當權は漁業財團の全部に及び、民法上の抵當權の效力をもつ。なほ、漁業財團は所有權及び抵當權に關しては一つの不動産とみなされる。

(2)漁業動産信用法の要旨 民法の規定に對する例外として、漁業經營資金の貸附に就いては、次にあげる動産に對し、先取特權の取得と抵當權の設定との途を開き、前記のやうに漁業財産の擔保力の劣つてゐる點を補はうとしてゐる。

信用組合・同聯合會・資金貸附事業を行なふ漁業會が、漁業者に對し特定の事業に必要な資金を貸しつけると、その債權の元利に就いて債務者の特定の動産の上に先取特權を取得する。即ち、(ア)漁業用動産又は漁業生産物の保存のための資金貸附に就いては、それを以つて保存した動産の上に、(イ)漁業用動産の購入のための資金貸附に就いては、これを以つて

購入した動産の上に、(ウ)水産養殖用種苗又は餌料の購入のための資金貸付に就いては、これを以つて購入した種苗又は餌料で養殖した物の上に、それぞれ先取特権を取得する。先取特権を取得すべき動産は次のやうである。

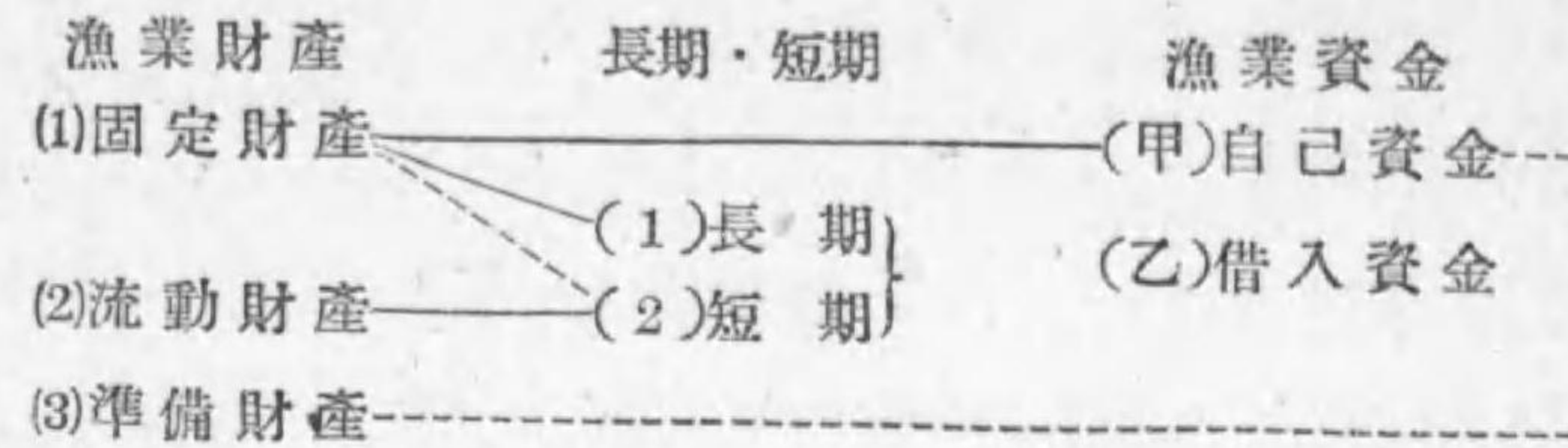
(ア)石油發動機、(イ)餌料又は餌料の調製加工機、(ウ)總噸數 20 噸未滿又は積石數 200 石未滿の漁船、但し 5 噸未滿又は 20 石未滿の漁船では發動機備附のもの又は長さ 7m 以上のもの、(エ)種苗・餌料

漁業者又は經濟行爲を営む漁業會が、信用組合又は漁業會から資金を借り受ける場合には、前記漁業動産に抵當權を設定して擔保とすることができる。

4. 漁業資金の融通上の一般的性質

1. 一般漁業資金の融通上の性質

(1)一般漁業資金の構成と要件 金融上からみると、個別漁業經濟は財産面と資金面とに分れる。前者に於いては、(ア)固定財産、即ち漁船・漁業設備のやうに漁業經營上永く利用できるもの、(イ)流動財産(運轉財産)、即ち燃油・餌料のやうに 1 回で利用してしまふか、漁獲物のやうに販賣して貨幣に代へるもの、(ウ)準備財産、即ち不時の用意と事業擴張のために準備するものがある。後者に於いては、(ア)自己資金、即ち漁業者自ら所有する資金、(イ)借入資金(他人資金)、即ち他人から借り入れた資金があり、借入期間によつて長期借入資金・短期借入資金とに區別ができ、次のやうである。



漁業經營に於いて収益性、即ち一定期間にあげられる漁獲物賣上總額と漁業資金總額との比率を大きくするには、それに適した財産構成・資金構成及び兩者の適應關係を保たなければならないが、それには次の要件をみたすことが必要である。

(ア)漁業經營の緊張性を大きくすること。即ち固定財産の利用程度を高めることで、固定財産と流動財産との比率で示される。

(イ)漁業經營の安全性を高めること。即ち漁業財産が漁業經營を一定の状態に連續させることで、固定財産と自己資本との比率又は準備財産の大小によつて示される。

(ウ)漁業經營の流動性を大きくすること。即ち漁業財産の換貨性(漁業經營の支拂能力)を大きくすることで、流動財産と短期借入資金との比率で示される。

(2)一般漁業資金の融通上の性質 資金は各種の形の財産となり、これを利用して漁獲物を得、漁獲物を貨幣に換へて、それを以つて財産の減價を回収し、且つ充實させるのであるが、漁業資金はこの轉形の圓滑な進行の點からみると、大體次のやうな性質をもつてゐる。

(ア)漁業財産の性質 固定財産に就いてみると それ自身の価値が低い上に、融通性に乏しく、それらの保持及び価値の評定が困難であり、且つ利用期間が短いなどのために、十分な価値をもたない。又流動財産に就いてみると、その価値を決定する重要な要素である漁獲物は、漁獲量が不定で、耐久性・輸送性・貯蔵性に乏しいほか、価格の変動が著しくて、取引上の漁業者の地位が不利であるなどのために、一般にその価値は低い。

(イ)漁業収益の性質 漁業経営を全體としてみるときは、漁業収益が問題となるが、これを決定する漁獲物賣上高に就いてみると、漁獲量の豊凶が不定で、漁獲物は商品性に乏しく、価格の変動が著しくて、漁業者の取引上の地位が不利になるなどのため、漁業資金の融通上有利・安全・確實な要件を十分にそなへてゐない。

2. 一般漁業資金の需要・供給及びその適合

(1)一般漁業資金の需要の性質

(ア)漁業者の資金需要 固定資本の需要は長期借入に、流動資本の需要は短期借入にする。貨幣の需要は手形割引によつてみだし、生計維持上必要な資金は特別な方法によるが、わが國のやうに生業的漁業經濟が重要な地位を占めるところでは、この種資金の需要とその充足方法との適合が混亂してゐて、合理的ではない。

(イ)漁業資金需要の増大と緊迫 漁業の發展は、漁業經營の

大規模化と固定財産の重要性の増大とを來たすので、金融上不利な地位にある漁業者の漁業資金に對する需要は、前記の各方面に於いて甚だ緊迫的である。

(ウ)漁業資金需要の季節的並びに地域的偏在 固定資金に就いては大した影響はないが、流動資金に就いてはその需要の偏在が重大な影響を及すので、合理的な調節組織によつて漁業資金の需要をみたす必要がある。

(2)漁業資金供給の可能性

(ア)漁業經濟内部の供給の可能性 漁業者の經濟條件は頗る不利ではあるが、なほ相當の遊資がないわけではない。即ち、漁業者の生活費中一時支出されず貯へられるものの額は、個人としては少くとも、これを集中すれば相當の額になり、經營資金中にも、固定資金償却費・準備金や漁期切上後次の漁期の開始するまでの休眠資金のやうなのがあり、保險の掛金も漁業資金の供給源として役だつ。

(イ)國民經濟に於ける供給の可能性 これは前記のものに比べて非常に豊富であり、漁業資金として利用する方法を講じなければならない。

(3)漁業資金造成の方法 分散してゐる遊資は種々な方法で集中されるが、次の三つに大別できる。

(ア)預金 長期預金(定期預金・据置預金 貯蓄・信託)と短期預金(當座預金・特別當座預金)

(イ)保險收入

(ウ)債券発行

(4)漁業資金貸附の方法

(ア)長期貸附 證書貸附(定期償還貸附・年賦償還貸附)と證券投資(漁業會社の株式・社債の買入)

(イ)短期貸附 當座貸越と手形割引

(ウ)擔保貸附又は無擔保貸附

(5)漁業資金の需給適合 折角造成された資金も、需要者又は供給者側の事情によつて圓滑に融通されないことがある。随つて兩者共に改善すべき點が多い。

(ア)資金需要者の注意すべき點としては、漁業經營の特質である収益の低小・不安定・不確實を除くことである。それには各種漁業の組合せと轉換による多角經營を組織し、漁業會によつて漁業經濟の基礎を確立・強化することなどが必要である。又漁業者の生活を合理的にし、不要・不節制な消費經濟の弊風を矯正し、節制があり貯蓄に精進する美風をつくることも肝要である。このためにも漁業會の健全な發達が望ましいのである。企業的漁業に就いては、企業合同による合理的組織と、漁業經濟の統制のある秩序の建設をはからなければならない。

(イ)資金供給者の注意すべき點としては、漁業信用能力を測定すべき施設を講じ、漁業資金の貸附に當つては、各種各地の漁業に分散して貸しつけ、危険の分散と資金の流動とをはかること、又漁業収益に應じた償還方法を工夫し、長期にわ

たる貸附を可能にすることなどが必要である。

要するに漁業金融に系統のある組織を確立し、漁業収益平衡の施設を講じ、そして漁業資金の需給調節を適合すべきである。

3. 公共的漁業資金の融通

漁業及び水産業に關係のある事業で、公共事業の性質をもつものが少くない。漁港の修築・魚市場の開設・水産増殖事業などがその例で、これらの公共事業は政府又は地方公共團體もしくはその補助のもとに、公共的な水産團體や漁業會が營むことが適當である。

政府又は地方公共團體はその財源を租税に求めるほか、國債又は地方債によることもできる。又漁業會は産業組合中央金庫からの貸附を受けるほか、政府又は地方公共團體から補助金及び低利資金の融通を得て、所要資金を調達することができる。



昭和21年6月10日印刷
昭和21年6月24日發行

水產經濟

不許複製

(定價2圓20錢)

著作權者 財團法人 實業教育振興中央會

發行者 實業教科書株式會社
代表者 水谷三郎
東京都麴町區五番町五番地

印刷者 大日本印刷株式會社(東京一)
代表者 佐久間長吉郎
東京都牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所 實業教科書株式會社
東京都麴町區五番町五番地
(假事務所) 東京都日本橋區通三丁目八番地
振替東京183260番

特217

86

終